

平成 1 5 年度

包括外部監査結果報告書

「和歌山県営競輪事業特別会計の  
執行状況、管理状況に関する事項」

和歌山県包括外部監査人

## 和歌山県包括外部監査 目次

第1章	包括外部監査の概要	1
1.	監査の種類	1
2.	選定した特定の事件	1
(1)	包括外部監査対象	1
(2)	包括外部監査対象期間	1
3.	事件を選定した理由	1
4.	包括外部監査の方法	2
(1)	監査の要点	2
(2)	主な監査手続	2
5.	包括外部監査人の補助者の資格及び人数	2
6.	包括外部監査の実施期間	2
第2章	包括外部監査の結果	3
	和歌山県営競輪事業の概要	3
1.	沿革	3
2.	施設の概要	3
3.	競輪事業全体の概況	6
4.	和歌山県競輪事業の目的と現状	7
(1)	目的	7
(2)	現状	8
5.	平成14年度の競輪開催日程	8
6.	競輪運営組織	9
(1)	競輪運営組織関連表	9
(2)	日本自転車振興会	10
(3)	(社)全国競輪施行者協議会	10
(4)	自転車競技会	10
(5)	(社)日本競輪選手会	11
(6)	全国競輪場施設協会	11
(7)	和歌山県公営競技主催者協議会	11
7.	職員の状況	12
8.	公営競技事務所所在地	12
9.	ホームページアドレス	12

・ 県営競輪事業特別会計の経営状況.....	13
1 . 県営競輪事業特別会計過去 10 年の収支の推移.....	13
2 . 和歌山競輪の入場者数及び収支の状況.....	15
( 1 ) 和歌山競輪の入場者数の状況.....	15
( 2 ) 車券売上高等の推移.....	16
( 3 ) 一般会計への繰出金.....	19
3 . 他競輪場との比較分析.....	20
( 1 ) 入場者数、車券売上高等の比較.....	20
( 2 ) 車券売上高に対する開催経費の比率比較.....	23
( 3 ) 開催経費支出状況.....	24
・ 経営管理の状況.....	25
1 . 競輪事業の経営管理.....	25
2 . 監査の結果.....	25
3 . 意見.....	26
・ 財務事務の状況.....	28
1 . 財産.....	28
( 1 ) 現金.....	28
( 2 ) 預金.....	29
( 3 ) 公有財産.....	30
( 4 ) 物品.....	31
( 5 ) 車券等.....	32
2 . 歳入.....	33
( 1 ) 勝者投票券売上収入.....	33
( 2 ) 入場料.....	39
( 3 ) 競輪場使用料、売店使用料.....	41
( 4 ) その他の収入.....	43
3 . 歳出.....	48
( 1 ) 償還金、利子及び割引料.....	49
( 2 ) 負担金、補助及び交付金.....	49
( 3 ) 報償費.....	52
( 4 ) 人件費.....	54
( 5 ) 委託料.....	56
( 6 ) 需用費.....	58
( 7 ) 使用料及び賃借料.....	59

( 8 ) 役務費 .....	60
( 9 ) 積立金 .....	60
( 10 ) 公課費 .....	62
. 企業会計方式に基づく損益分析 .....	63
1 . 損益計算書 .....	63
2 . 損益分岐点分析 .....	64
3 . 意見 .....	67
. 経営改善策 .....	67
1 . 本場開催売上の確保 .....	67
2 . 特別競輪の開催誘致 .....	68
3 . 開催別収支の改善 .....	69
4 . 経費削減等 .....	69
( 1 ) 人件費 .....	69
( 2 ) 委託料 .....	70
( 3 ) 競輪場使用料 .....	70
. 総括意見 .....	71
1 . 公営 5 競技と競輪事業の現状 .....	71
2 . 県の競輪事業の現状 .....	72
3 . 場外開催に頼る事業運営の限界 .....	72
4 . 今後の方向性 .....	73
第 3 章 利害関係 .....	74

( 本報告書の各表に表示されている合計数値は、端数処理の  
関係上、その内訳の単純合計と一致しない場合があります。 )

# 第 1 章 包括外部監査の概要

## 1. 監査の種類

地方自治法（以下「法」という。）第 252 条の 37 第 1 項及び第 2 項に基づく包括外部監査

## 2. 選定した特定の事件

### （ 1 ） 包括外部監査対象

和歌山県営競輪事業特別会計の執行状況、管理状況に関する事項

### （ 2 ） 包括外部監査対象期間

平成 14 年度（自平成 14 年 4 月 1 日 至平成 15 年 3 月 31 日）

ただし、必要に応じて過年度及び平成 15 年度分の一部についても監査対象とした。

## 3. 事件を選定した理由

包括外部監査は、法第 252 条の 37 第 2 項にあるように対象団体の財務に関する事務の執行及び当該対象団体の経営にかかる事業の管理が法第 2 条第 14 項及び第 15 項の規定の趣旨にのっとりなされているかどうかに着目することとなっている。すなわち当該対象団体の「住民福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果をあげるべき原則」と「組織及び運営の合理化に努めるべき原則」を達成することを期待されている。

上記視点に立ち、住民に密接に関連する部門を選定したものである。当該事業は、その事業の収益金を一般会計に繰出し、和歌山県の財政の健全化を図る目的で施行されており、税収の増加が期待できない県の財政状況において、経費の削減と共に、事業の効率的な執行を行うことを予定されている。

したがって、競輪事業が、その事業の目的にそって、合理化、効率化の視点から適切に運営、管理されているか、収益性に問題がないか等が着目点である。

#### 4．包括外部監査の方法

##### (1) 監査の要点

法令等に対する合規性について  
対象の歳入歳出状況について  
対象の管理運営の効率性について  
事業の収益性について

##### (2) 主な監査手続

関係書類の閲覧  
関係者からの状況聴取  
現地視察

#### 5．包括外部監査人の補助者の資格及び人数

公認会計士 6名

#### 6．包括外部監査の実施期間

自平成 15 年 5 月 21 日 至平成 15 年 12 月 18 日

## 第2章 包括外部監査の結果

### 和歌山県営競輪事業の概要

#### 1. 沿革

年月	事項
昭和 23 年 8 月	自転車競技法成立
昭和 24 年 12 月	競輪場完成
昭和 25 年 1 月	第 1 回県営競輪開催
昭和 25 年 9 月	第 1 回和歌山県四市（和歌山市、海南市、田辺市、新宮市）競輪事務組合競輪開催
昭和 28 年 5 月	前売券発売実施
昭和 38 年 12 月	メインスタンド完成
昭和 43 年 8 月	公営競技事務所新設
昭和 44 年 4 月	和歌山県公営競技主催者協議会発足
昭和 47 年 12 月	テレホンサービス実施
昭和 56 年 8 月	中央処理装置、集計機導入
平成 5 年 10 月	新メインスタンド完成
平成 12 年 3 月	新選手宿舎完成
平成 14 年 3 月	和歌山県四市競輪事務組合撤退
平成 14 年 11 月	新賭式（三連単等 7 賭式）導入

#### 2. 施設の概要

( 1 ) 所在地 和歌山市五筋目 1 0 - 1

( 2 ) 登録年月 昭和 24 年 12 月

( 3 ) 敷地面積 49,646.49 m<sup>2</sup>

( 4 ) 競走路 周長 400m

直線 ホーム 33.6666m

バック 33.6666m

第 4 コーナーからゴールまでの長さ 30.483m

路面傾斜（長軸部） 32 度 15 分 07 秒

緩和曲線 マコンネル曲線

( 5 ) 収容人員 スタンド収容人員 約 7,000 人

特別観覧席数 443 席(なお平成 14 年 11 月までは 441 席であった。)

( 6 ) 駐車場

	立体駐車場	屋外駐車場	計
収容台数	100 台	600 台	700 台

料金は無料である。

( 7 ) 窓口数

区分	有人窓口数	自動券売機	計
入場券売場(北門)	-	2	2
入場券売場(南門)	-	3	3
第 1 投票所	40	-	40
第 2 投票所	42	-	42
第 3 投票所	35	-	35
特別観覧席投票所	16	-	16
第 1 払戻所	1	13	14
第 2 払戻所	1	3	4
特別観覧席払戻所	1	2	3
その他	2	1	3
計	138	24	162

( 8 ) 入場料

一般入場料 50 円(場外発売時は無料)

特別観覧席 一般開催時 1,500 円

場外発売時 1,000 円

(9) 見取図



メインスタンド

4F	事務室		
3F	特別観覧席	投票所・払戻所	食堂
2F	一般観覧席	第二投票所	払戻所
1F	一般観覧席	第二投票所	特観席販売所

### 3. 競輪事業全体の概況

長引く経済不況とライフスタイルや価値観の変化に伴い、競輪の全国売上は平成3年度の1兆9,553億円をピークに減少傾向を辿り、平成10年度以降は一段と厳しい状況となっている。平成12年度の売上は1兆2,372億円であり、平成3年度比36.7%減となっている。売上の減少に伴い、競輪施行者である地方公共団体の収支状況も大幅に悪化しており、場外車券発売の拡大に伴って、収支差額の落ち込みはより緩やかなものとなっているが、平成3年度から平成12年度にかけて76.7%減少しており、収支は売上の減少を上回るペースで悪化している。このように日本経済が引き続き停滞することが懸念される中で、今後とも、公営競技を取り巻く環境は大変厳しいものがあると予想せざるをえない。

施行者ごとの収支を見ると、施行者間に大きな格差が見られる。平成5年度以降いわゆる赤字施行者が現れ、その数は増加傾向にあり、平成12年度決算では全73施行者中、単純収支（本場開催のみの収支）ベースでは42施行者が、総合収支ベースでは22施行者が赤字となっている。収支改善が見込めない施行者を中心に競輪事業から撤退するケースが出てきており、平成3年度以降、平成13年度までに14施行者が撤退している。他方で、事業運営の合理化、効率化など、積極的な経営努力を行うことにより、売上減少局面にあっても、高い収支率を達成している施行者も存在している。

従来、年間開催回数等の競輪開催に当たっての規制は、すべての競輪場に同一に適用されてきた。しかし、このような施行者間に収支の格差が見られる状況においては、現在の市場環境の下で、これまでの全場一律の発想に基づく開催を行っていくことは、事業環境の悪い競輪場の収支を一層悪化させる一方、潜在的な市場余地がある地域における開催規模の拡大を困難にさせることになる。今後、個々の競輪場の事業環境にあった開催規模を検討していくことが必要な状況にある。

#### 4 . 和歌山県競輪事業の目的と現状

##### ( 1 ) 目的

県競輪事業は、財政への貢献、レジャーの提供あるいは雇用の確保という形で県民に深く関わっている。

##### 県の財政への貢献

和歌山県では、長引く不況、娯楽の多様化などの要因により、競輪事業の売上収入が減少しており、平成 13 年度から 3 年間、一般会計への繰出しを免除し、経営の改善を図っている。

しかし、平成 3 年から平成 12 年までの 10 年間では 38 億円を超える繰出しを行っており、その間において県の財政に貢献してきたといえる。

また、平成 13 年度、14 年度においても一般会計への繰出しは免除されているが、その間、悪化していた損益も改善し、各年度の収益は競輪施設整備等基金に積み立てており、2 年間の積立額は約 7 億円に上り、平成 15 年度末を目標としていた基金残高 15 億円を既に達成している。

##### 県民へのレジャー - の提供

和歌山競輪場の入場者数は、気象状況、曜日等により左右されるものの、ほぼ 2,000 名前後の入場者がある。

100 円から投票券を購入でき、また、平成 14 年 11 月から新賭式（7 賭式）が導入されたことにより、観客の多様なニーズにあわせた競輪の楽しみ方を提供できるようになった。

また、来場者の多くは高齢者であり、現在の高齢化社会にも貢献しているといえる。

##### 雇用の確保

売上減少等による経営改善のため、平成 13 年度において 97 名の早期退職者を出したが、現在も 182 名の従事者を雇用している。また、警備、清掃、施設管理等の委託業務を含めると雇用の場はさらに拡大する。

( 2 ) 現状

現在、競輪の売上が減少傾向にあるなかで、収益率の改善が大きな課題であり、収益率改善の方策として、職員数の減少による人件費削減、委託料をはじめとする経費節減に努めるとともに、他場との連携による場外開催実施、新賭式の導入、ナイター競輪場外発売実施等による収益増加を目指した取り組みを行っている。

従来、和歌山競輪は県と県内四市（和歌山市、海南市、田辺市、新宮市）による和歌山県四市競輪事務組合とが行っていたが、赤字運営が続いていることを理由に、平成 13 年度をもって和歌山県四市競輪事務組合が撤退し、平成 14 年度以降は県単独の運営となった結果、県の開催日数が増加している。また、当該撤退により、県は和歌山県四市競輪事務組合から解決金等を受け取っている。

競輪開催には、競輪場周辺の住民の協力が不可欠である。県は、話し合い等により周辺住民との良好な関係維持に努めており、その理解を得ながら開催している。

なお、和歌山競輪場は、主要駅（南海本線、和歌山市駅）より徒歩 6 分の良好な立地条件に恵まれながら、紀ノ川と南海本線に挟まれ、市街地とはある程度隔離された地域に位置する。

5 . 平成 14 年度の競輪開催日程

( 1 ) 本場開催（和歌山競輪場が主催）

種 類	開催日数	備 考
普通開催	8 回 15 節 46 日	記念競輪は 1 回 1 節 4 日開催 他 7 回は 2 節 6 日開催
施設改善競輪	4 回 4 節 12 日	1 回 1 節 3 日開催

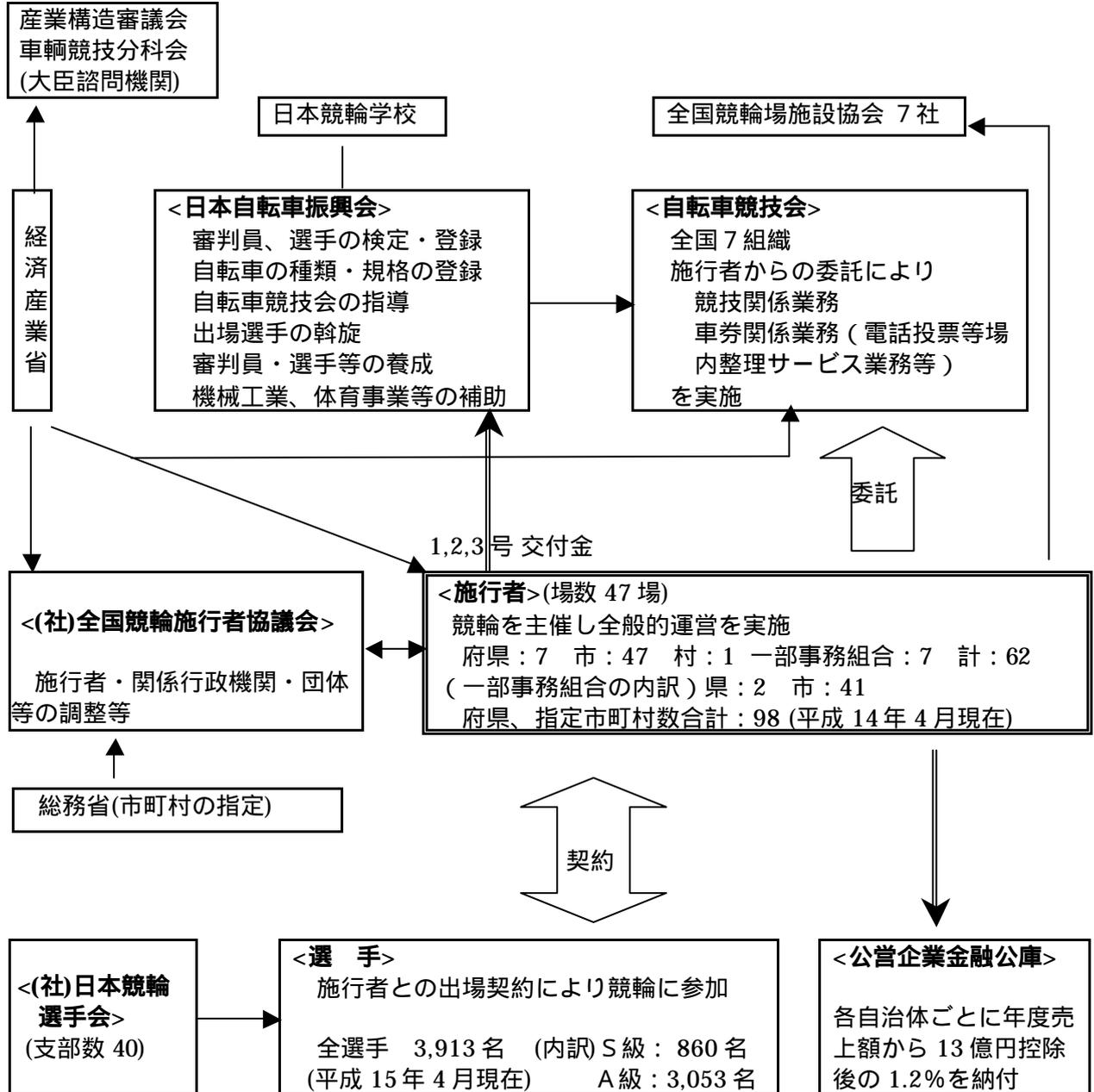
( 2 ) 場外開催（他競輪場が主催）

136 日開催している。

なお、平成 12 年度までは（社）全国競輪施行者協議会の申合せにより、所属地区（全国で 7 地区）外で場外開催できる場数が 2 場までに規制（以下、「2 場規制」という。）されていたが、平成 13 年 4 月より当該規制が撤廃されている。

6. 競輪運営組織

(1) 競輪運営組織関連表



(注)  $\implies$  は、お金の動きを表す。

## ( 2 ) 日本自転車振興会

昭和 32 年設立。それまでは競輪の車券売上の一定率を国庫納付し、自転車業界に還元していた。昭和 29 年、納付金制度が廃止され納入金制度となり自転車産業への納入となった。昭和 32 年法律の一部が改正され、自転車産業と共に機械産業の振興を図ることを目的として日本自転車振興会が交付金を受け補助事業を行うこととなった。昭和 37 年には体育事業その他公益の増進を目的とする補助事業が加わった。

また、競輪学校を運営し選手の養成等実施、また審判員の養成、選手の斡旋などを実施。競輪の公正かつ円滑な実施を図るため自転車競技会の指導を実施している。

なお、競輪事業施行者は、車券売上金額の一定割合に相当する金額等を日本自転車振興会に交付することが義務付けられており、その内容は自転車競技法第 10 条第 1 項に以下のとおり規定されている。

1 号交付金...自転車等機械工業振興を目的とする補助事業に充てる。

2 号交付金...体育並びに社会福祉等振興を目的とする補助事業に充てる。

3 号交付金...振興会の運営に充てる。

## ( 3 ) (社) 全国競輪施行者協議会

全国の競輪施行者(98 府県市町村)が加盟する協議会であり、競輪施行に関する調査研究、施設・運営の改善企画、情報の収集・提供のほか、選手賞金等に関する選手会との交渉、関係行政機関との連絡調整を実施している。

## ( 4 ) 自転車競技会

競輪施行者から委託を受け、選手管理・使用自転車の事前検査・競輪審判・番組作成等競技関係事務、場内整理事務(場内警備等)、車券発売等のほか、日本自転車振興会からの委託を受け、審判員の訓練、日本競輪学校入校希望者の養成を実施している。

全国で 7 ブロック(北日本・関東・南関東・中部・近畿・中四国・九州)に分かれており、近畿自転車競技会の管轄競輪場は、福井、京都向日町、大津びわこ、奈良、岸和田、和歌山の 6 競輪場である。

( 5 ) (社)日本競輪選手会

競輪選手約 4,000 人で構成されており、選手の出場条件の確保、技術、資質の向上を図り、競輪の公正・円滑な運営に寄与することをその目的としている。

具体的には、

- ・登録選手の指導訓練
- ・出場選手の出場契約、賞金等処遇の改善を図る事業
- ・登録選手の退職金、年金、災害補償等、福利厚生を増進を図る事業
- ・全日本プロ選手権競技大会の開催 等

を実施している。

( 6 ) 全国競輪場施設協会

競輪を開催している施行者に競輪場を賃貸している民間企業 7 社が加盟する任意団体である。ハード・ソフト両面にわたるファンサービスを中心とした企画の取り組み等を実施している。

( 7 ) 和歌山県公営競技主催者協議会

県下の競輪施行者をもって組織され、施行者相互の緊密な連絡を図り、相提携して競輪事業の発展を期することを目的としている。現在、4 名の専任職員が県営競輪の事業運営を行っており、県は協議会の事務費、事務局職員人件費、従事員共済会経費の負担を行っている。

平成 13 年度をもって和歌山県四市競輪事務組合が撤退したため、現在、協議会の構成員は和歌山県営競輪のみである。

## 7. 職員の状況

職員の推移は以下のとおりである。

	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度
県常勤職員	10 名	9 名	9 名	9 名	8 名
臨時従事員	466 名	406 名	353 名	202 名	182 名
嘱託	9 名	9 名	7 名	7 名	5 名
計	485 名	424 名	369 名	218 名	195 名

(注) 臨時従事員とは、競輪の開催時に車券発売、払い戻し等に従事する者である。

上記の他、平成 14 年度においては、和歌山県公営競技主催者協議会の 4 名が事業の実施に携わっている。

## 8. 公営競技事務所所在地

和歌山市小松原通 1 - 1

## 9. ホームページアドレス

<http://keirinwa.com>

・県営競輪事業特別会計の経営状況

1. 県営競輪事業特別会計過去10年の収支の推移

(単位：百万円)

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
勝者投票券売上収入	16,734	16,288	32,808	30,179	15,376
入場料	36	53	50	47	45
競輪場使用料	297	332	359	337	355
繰越金	2,067	220	356	664	187
施設整備基金繰入金	-	-	-	-	43
その他	206	146	155	121	59
歳入計(A)	19,340	17,040	33,728	31,348	16,065
償還金(払戻金)	12,473	12,150	24,466	22,513	11,475
開催経費等	6,227	4,107	7,664	7,193	3,969
施設整備基金積立金	-	-	634	1,355	272
一般会計繰出金	420	426	300	100	300
歳出計(B)	19,120	16,684	33,064	31,161	16,016
次年度繰越金(A)-(B)	220	356	664	187	49

(注) 平成7年度及び平成8年度には、特別競輪(ふるさとダービー)に係る収支が含まれているため、他年度に比し多額となっている。(勝者投票券売上収入：平成7年度20,079百万円、平成8年度18,215百万円)

(単位：百万円)

	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度
勝者投票券売上収入	15,116	11,730	10,938	12,450	11,801
入場料	48	35	36	30	31
競輪場使用料	362	361	326	315	480
繰越金	49	155	104	101	101
施設整備基金繰入金	108	1,499	180	-	-
その他	61	413	150	226	390
歳入計(A)	15,744	14,193	11,734	13,122	12,803
償還金(払戻金)	11,272	8,753	8,163	9,288	8,802
開催経費等	4,024	4,726	3,365	3,641	3,225
施設整備等基金積立金	93	309	6	92	601
一般会計繰出金	200	301	100	-	-
歳出計(B)	15,590	14,089	11,633	13,021	12,627
次年度繰越金(A)-(B)	155	104	101	101	176

(注)「施設整備基金」は、平成13年度に条例を改正し、「施設整備等基金」に名称を変更している。

過去 10 年間の歳入歳出の状況を見ると、平成 5 年度の歳入は 19,340 百万円、歳出は 19,120 百万円であるのに対して、平成 14 年度の歳入は 12,803 百万円、歳出は 12,627 百万円とそれぞれ、6,537 百万円（33.8%）、6,492 百万円（34.0%）減少している。

歳入面では、その大半を占める勝者投票券売上収入が、特別競輪（ふるさとダービー）の開催により、平成 7 年度及び 8 年度において一時的に増加したものの、全国的な売上減少傾向と変わらず、平成 5 年度の売上収入 16,734 百万円に対して、平成 14 年度においては 11,801 百万円と 4,932 百万円（29.5%）減少している。なお、平成 13 年度及び平成 14 年度の「その他」には、和歌山四市の競輪事業撤退に伴う解決金等受入額（「財務事務の状況 2. 歳入（4）その他の収入 雑入、その他」参照）がそれぞれ 92 百万円（平成 13 年度）、195 百万円（平成 14 年度）含まれている。

歳出面では、売上収入に対して 75%の割合で払戻される償還金（払戻金）が、売上収入の減少に応じて減少し、また、開催経費等も平成 5 年度の 6,227 百万円に対して平成 14 年度は 3,225 百万円と 3,002 百万円（48.2%）減少している。なお、平成 13 年度の開催経費等には臨時従事者の早期退職に伴う離職餞別金（343 百万円）に係る負担金が含まれている。

一般会計への繰出金は、平成 12 年度まで繰出が行われてきたが、売上収入の減少により、前述したように、平成 13 年度から 3 年間、一般会計への繰出を免除して経営の改善を図っているところである。なお、免除期間の収支差額の大部分は施設整備等基金に積み立てられており、平成 13 年度は 92 百万円、平成 14 年度は 601 百万円がそれぞれ積み立てられている（平成 14 年度末施設整備等基金の残高は、1,531 百万円である。）

なお、平成 5 年度の開催経費等には、メインスタンドの新築工事に係る経費等（工事請負費 1,966 百万円）が含まれている。また、平成 11 年度において選手用宿舎の新築工事を行っており、歳出の「開催経費等」の中には、この選手用宿舎の新築工事等に係る経費及びバンクの改修費等（工事請負費 1,530 百万円）が含まれている。歳入の「施設整備基金繰入金」（1,499 百万円）はこの選手用宿舎の新築工事等に伴う基金の取崩額である。

2. 和歌山競輪の入場者数及び収支の状況

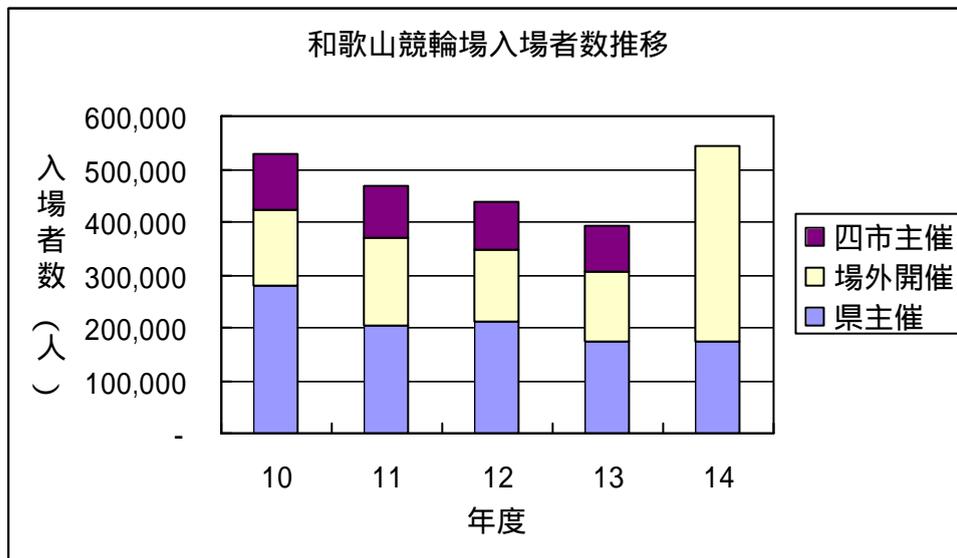
(1) 和歌山競輪の入場者数の状況

和歌山競輪の入場者数の推移は次のとおりである。

(単位：人)

	県主催	場外開催	四市主催	計
平成10年度	277,930	143,528	107,097	528,555
平成11年度	202,679	168,182	97,801	468,662
平成12年度	211,544	135,297	89,143	435,984
平成13年度	174,358	131,900	86,596	392,854
平成14年度	172,726	372,156	-	544,882

上記の項目について、グラフ化すると、次のとおりである。



和歌山競輪場への入場者数は、ほぼ一貫して減少傾向にある。平成14年度において場外開催時を含む入場者数が大幅に増加しているのは、平成13年度より、場外発売の2場規制が撤廃されたことにより、平成14年度に場外開催日数(四市競輪を除く)が著しく増加(平成12年度54日、平成13年度58日、平成14年度136日)したことによるものである。

平成10年度から平成13年度までの入場者数の減少率は37.3%であり、入場者数の全国合計の減少率(24.9%)(注)と比較しても、これを上回る減少が進んでいるといえる。

(注) 全国合計の減少率は、「平成13年度 競輪統計資料」(日本自転車振興会)に基づき計算したものである(以下、「車券売上高の推移」「車券購入単価の推移」において同じ。)

(2) 車券売上高等の推移

(単位：百万円)

年度	入場者数 (人)	勝者投票券 売上収入	本場利用者1人平 均購買額(円)	単年度収支	一般会計 繰出金	施設整備等 基金繰入金	施設整備等 基金積立金	単年度 実質収支
5	-	16,734	-	1,847	420	-	-	1,427
6	-	16,288	-	135	426	-	-	561
7	-	32,808	-	309	300	-	634	1,242
8	-	30,179	-	477	100	-	1,355	978
9	-	15,376	-	138	300	43	272	391
10	277,930	15,116	40,882	105	200	108	93	290
11	202,679	11,730	39,251	50	301	1,499	309	940
12	211,544	10,938	36,295	3	100	180	6	77
13	174,358	12,450	33,737	0	-	-	92	92
14	172,726	11,801	30,172	74	-	-	601	675

(注) 1. 入場者数は、本場入場者数(和歌山競輪開催時の入場者数)である(平成9年度以前はデータなし)。

2. 勝者投票券売上収入は、場外及び電話投票に係る売上収入を含む。

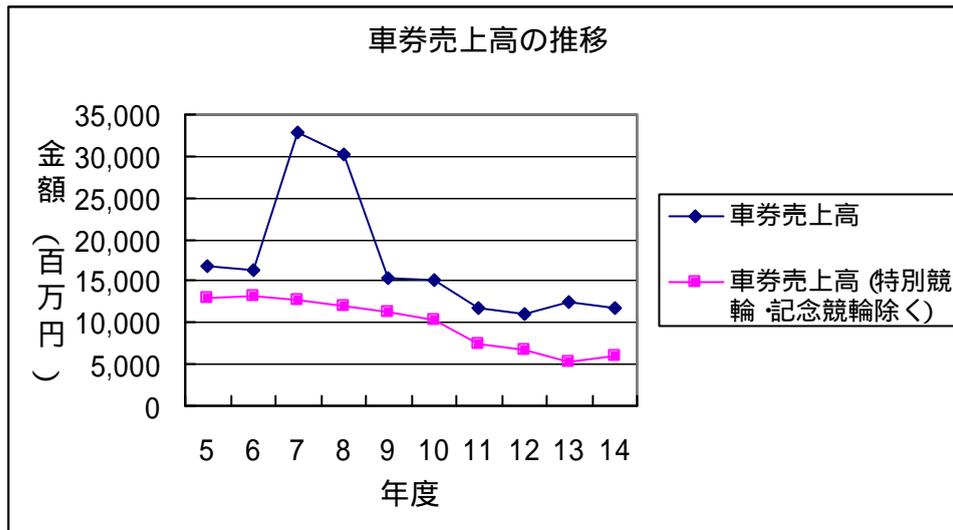
3. 本場利用者1人平均購買額は、本場売上収入(電話投票除く)を本場入場者数で除して計算した額である(平成9年度以前はデータなし)。

4. 単年度収支とは、前年度繰越金を除いた歳入合計から歳出合計を控除した金額である。

5. 単年度実質収支とは、

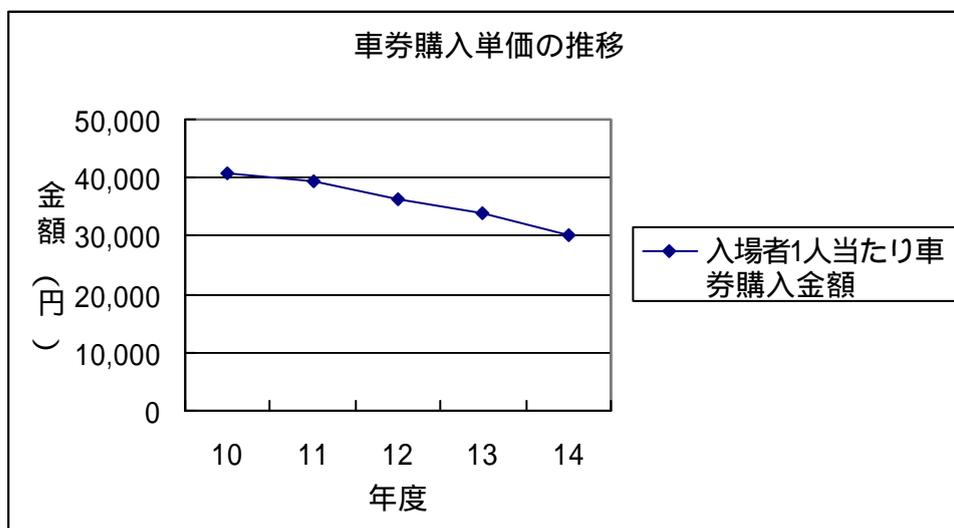
(単年度収支 - 施設整備等基金繰入金 + 施設整備等基金積立金 + 一般会計繰出金)

により計算した金額であり、いわゆる官庁会計方式により計算した当期利益の額である(「 .企業会計方式に基づく損益分析」参照)。

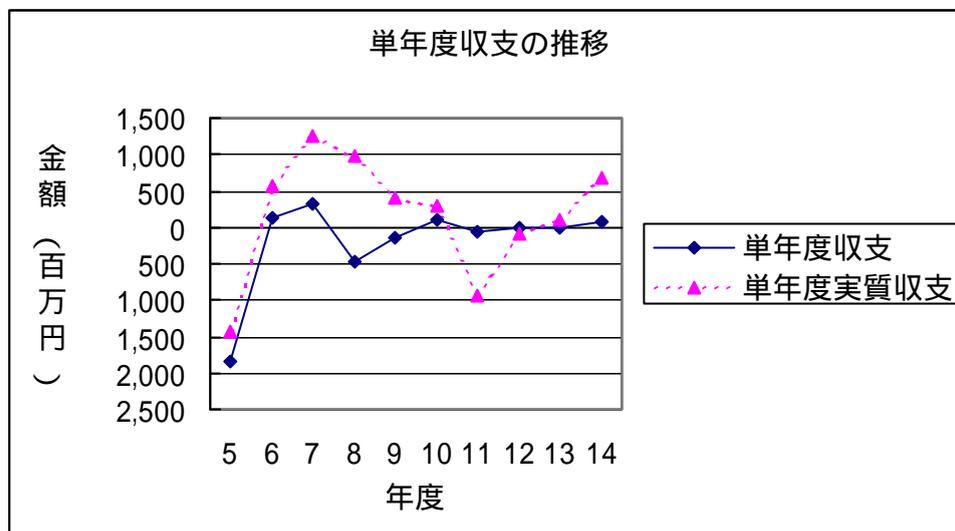


車券売上高は、前述のとおり、平成7年度及び平成8年度に特別競輪（ふるさとダービー）を開催したことにより一時的に増加したものの、これを除けば、ほぼ一貫して減少傾向にある。平成13年度においては微増しているが、これは2場規制の撤廃により記念競輪における場外での売上収入が増加したことによるものである。また、平成14年度においては記念競輪の開催日数が2節6日から1節4日に変更された影響もあり、平成13年度に比べ若干減少している。

平成5年度から平成13年度までの車券売上高の減少率は、25.6%であり、同期間の車券売上高の全国合計の減少率（33.3%）には至らないものの、大きく減少している。また、特別競輪・記念競輪を除く車券売上高は平成5年度の13,063百万円に対して平成14年度は5,993百万円と10年間で7,070百万円（54.1%）減少しており、これが売上減少の主要因となっている。



1 人当たり車券購入金額についても、一貫して減少傾向にある。平成 10 年から平成 13 年度にかけての減少率は 17.5%であり、全国平均単価の減少率（15.7%）と比較しても、これを上回る減少が進んでいる。



単年度収支は、前述のとおり、前年度繰越金を除いた歳入合計から歳出合計を控除した金額であるが、この金額は一般会計への繰出金や施設整備等基金の繰入金及び積立金が含まれているため、競輪事業全体の収支を図る意味では不明瞭な金額である。たとえば、平成 8 年度は特別競輪（ふるさとダービー）の開催により売上収入が大幅に増加しているにもかかわらず、単年度収支がマイナスとなっているが、これは施設整備基金への積立金 1,355 百万円及び一般会計への繰出金 100 百万円があるためである。

そこで、単年度収支から、施設整備等基金繰入金、施設整備等基金積立金及び一般会計への繰出金を除いた単年度実質収支（いわゆる官庁会計方式での当期利益）でみると、やはり、特別競輪（ふるさとダービー）を実施した平成 7 年度及び平成 8 年度の 2 年間は、大幅な黒字を計上している。逆に、売上収入の減少傾向が続く平成 9 年度以降は黒字幅が減少している。

なお、平成 5 年度において 1,427 百万円の赤字となっているのは、同年度において実施したメインスタンドの新築工事等に係る工事請負費（1,966 百万円）があるためであり、また、平成 11 年度において 940 百万円の赤字となっているのは、同年度において実施した選手用宿舎の新築工事等に係る工事請負費（1,530 百万円）があるためである。単年度実質収支をみる場合においても、このような資本的支出（設備投資）がある場合には、資本的支出に係る減価償却費等を考慮した、いわゆる企業会計方式での当期利益を計算して、

経営状態を分析する必要がある（「 .企業会計方式に基づく損益分析」参照）。

平成 13 年度及び平成 14 年度においては、和歌山県四市競輪事務組合の事業撤退に伴う解決金等の受入額が、それぞれ 92 百万円、195 百万円あり、また、2 場規制の撤廃による場外発売の開催増加等もあり、平成 13 年度及び平成 14 年度の単年度実質収支は黒字化している。

### （3）一般会計への繰出金

平成 3 年度から平成 12 年度までの 10 年間では 38 億円を超える一般会計への繰出しを行い、その間において、県の財政に貢献してきたといえる。

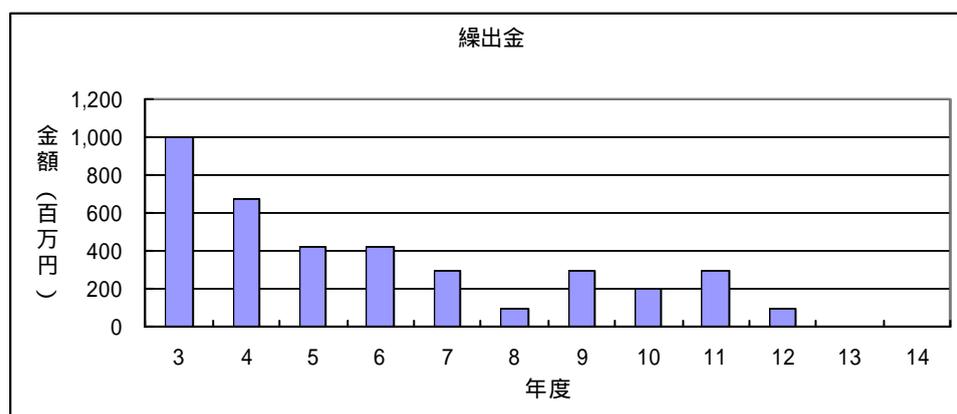
しかし、長引く不況、娯楽の多様化などの要因により、競輪事業の売上収入が減少してきており、特に平成 11 年度及び平成 12 年度の売上収入は大きく落ち込んだ。それに伴い、収支状況も悪化し、平成 12 年度には、一般会計への繰出金は 100 百万円となった。

そこで、県では平成 13 年度から 3 年間は一般会計への繰出しを免除し、競輪施設整備等基金への積立を行うことにより、財務体質の強化を図っている。

繰出金と売上収入の推移

（単位：百万円）

	繰出金	勝者投票券 売上収入
平成3年度	1,000	19,541
平成4年度	675	18,033
平成5年度	420	16,734
平成6年度	426	16,288
平成7年度	300	32,808
平成8年度	100	30,179
平成9年度	300	15,376
平成10年度	200	15,116
平成11年度	301	11,730
平成12年度	100	10,938
平成13年度	-	12,450
平成14年度	-	11,801



### 3. 他競輪場との比較分析

#### (1) 入場者数、車券売上高等の比較

入場者数、車券売上高等について、近畿地区の各競輪場及び近畿地区以外で売上規模の類似する各競輪場と比較した結果は、次のとおりである。なお、車券売上額、本場利用者数及び1人平均購買額はいずれも「平成13年度競輪統計資料」(日本自転車振興会)に、施行者純収入は、「平成13年度 施行者収支決算書」(社団法人全国競輪施行者協議会)に よっている。

近畿各競輪場との比較(平成13年度)

競輪場	車券売上額 (百万円)			本場利用者数 (人)		施行者純収入 (百万円)
		(前年度比)		(前年度比)		
福井	10,121	(3,155)	35.2	131,902	92.5	561
大津	33,823	(21,174)	89.0	209,045	88.7	217
奈良	13,683	(2,427)	82.6	241,002	92.3	128
向日町	15,617	(2,895)	84.7	315,363	92.4	718
和歌山	15,510	(4,618)	106.7	260,954	100.1	160
岸和田	18,728	(2,901)	93.9	379,079	82.0	620
甲子園	14,797	(2,873)	79.1	282,769	83.2	53
西宮	16,176	(3,520)	87.4	324,830	83.6	60
近畿計	138,453	(43,563)	79.8	2,144,944	88.2	2,077
全国計	1,170,950	(526,299)	94.6	14,600,458	89.4	4,483

(注1) 和歌山競輪場の金額には平成14年3月に撤退した和歌山県四市競輪事務組合にかかる金額が含まれている。和歌山県営競輪のみでは、車券売上額12,450百万円、本場利用者数174,358人、施行者純収入282百万円である。

(注2) 車券売上額の( )内の数字は場外車券売上額で内数である。

(注3) 施行者純収入とは、競輪開催における車券売上額から払戻金及びその開催に直接必要な経費(交付金、負担金、委託料、賃金等)を控除した金額である。

近畿地区の各競輪場との比較では、各競輪場とも前年度から売上額、利用者数が減少する中で、和歌山競輪場は、平成13年度より場外発売にかかる2場規制が撤廃されたことを受け、場外発売による増収対策にいち早く取り組んだこともあり、平成13年度の売上額、利用者とも前年度を上回る結果となっている。また、施行者純収入をみても近畿地区では数

少ない黒字競輪場となっている。

売上規模類似競輪場との比較 (平成13年度)

競輪場	車券売上額 (百万円)			本場利用者数 (人)		施行者純収入 (百万円)
		(前年度比)		(前年度比)		
広島	17,974	(9,596)	106.0	182,864	90.5	13
大垣	16,655	(3,567)	94.1	318,650	92.7	351
松山	15,567	(5,886)	89.9	178,159	93.6	356
和歌山	15,510	(4,618)	106.7	260,954	100.1	160
弥彦	15,306	(10,477)	83.0	111,297	99.1	317
高知	15,225	(8,194)	35.0	162,143	111.0	1,182
観音寺	15,149	(9,520)	83.5	93,777	91.2	144
松阪	14,809	(9,270)	112.9	101,432	85.6	178

売上規模類似の各競輪場との比較では、前年度から売上額、利用者数が減少する競輪場が多くみられる中で、和歌山競輪場は、車券売上額は広島、松阪とともに前年度を上回り、入場者数は、高知とともに前年度を上回っている。施行者純収入でみると、大垣市に次ぐ黒字競輪場となっている。

1人平均購買額

順位	項目	競輪場	13年度1人平均 購買額(円)	12年度1人平均 購買額(円)	前年度比(%)
1	(1)	宇都宮	48,600	49,200	98.8
2	(2)	松山	43,900	47,300	92.8
3	(3)	別府	43,100	43,500	99.1
4	(7)	伊東	42,400	42,000	101.0
5	(4)	熊本	40,700	42,600	95.5
6	(5)	観音寺	39,800	42,200	94.3
7	(8)	富山	39,100	41,400	94.4
8	(13)	青森	39,000	39,000	100.0
9	(6)	平	38,900	42,200	92.2
10	(10)	小田原	38,100	40,900	93.2
11	(9)	福井	37,900	41,200	92.0
12	(16)	高松	37,600	37,800	99.5
13	(14)	平塚	36,900	38,700	95.3
14	(11)	大津	36,900	39,500	93.4
15	(12)	奈良	36,200	39,200	92.3
16	(15)	千葉	36,100	37,800	95.5
17	(18)	取手	35,200	36,700	95.9
18	(20)	松戸	35,100	36,400	96.4
19	(17)	岸和田	35,000	37,500	93.3
20	(19)	玉野	34,700	36,600	94.8
21	(22)	久留米	34,100	36,000	94.7
22	(25)	岐阜	34,100	35,000	97.4
23	(27)	松阪	33,900	34,900	97.1
24	(31)	小倉	33,600	33,900	99.1
25	(23)	和歌山	33,300	35,900	92.8
26	(24)	一宮	32,700	35,000	93.4
27	(26)	大垣	32,700	35,000	93.4
28	(33)	佐世保	32,500	33,800	96.2
29	(28)	甲子園	32,400	34,500	93.9
30	(32)	向日町	31,900	33,800	94.4
31	(29)	静岡	31,900	34,500	92.5
32	(30)	四日市	31,500	34,200	92.1
33	(21)	高知	31,500	36,100	87.3
34	(35)	広島	31,500	33,500	94.0
35	(44)	函館	31,300	30,600	102.3
36	(37)	武雄	31,000	32,600	95.1
37	(36)	小松島	30,400	33,100	91.8
38	(41)	西宮	30,000	31,700	94.6
39	(34)	名古屋	29,900	33,800	88.5
40	(40)	京王閣	29,900	31,900	93.7
41	(43)	前橋	29,500	31,300	94.2
42	(42)	西武園	29,400	31,400	93.6
43	(38)	大宮	29,000	32,400	89.5
44	(39)	豊橋	28,800	32,000	90.0
45	(45)	花月園	28,500	30,100	94.7
46	(46)	立川	27,500	29,500	93.2
47	(48)	川崎	26,000	26,700	97.4
48	(47)	防府	25,200	26,800	94.0
49	(49)	門司	24,600	26,500	92.8
50	(50)	弥彦	24,300	25,200	96.4

(注) ( )内は平成12年度の順位である。

1人平均購買額は、和歌山競輪場は全国50施行者中、25位（平成12年度は23位）であり、全国的には平均である。前年度比は92.8%であり、他の競輪場同様、下落傾向にある。

（2）車券売上高に対する開催経費の比率比較

車券売上高に対する開催経費の比率及び車券売上高に対する施行者純収入の比率について、近畿地区の競輪場所有施行者及び近畿地区以外で売上規模の類似する競輪場所有施行者と比較した結果は、次のとおりである。なお、金額等はいずれも「平成13年度競輪施行者収支決算書」（社団法人全国競輪施行者協議会）によっている。

近畿各競輪場との比較

（平成13年度）

項目 施行者	車券売上高 （百万円）	開催経費 （百万円）	売上高開催 経费率（%）	施行者純収入 （百万円）	売上高純収入率 （%）
福井市	10,121	2,477	24.47	561	5.54
大津市	33,823	6,798	20.10	217	0.64
奈良県	13,683	2,652	19.39	128	0.94
京都府	15,617	3,674	23.53	718	4.60
和歌山県	12,450	2,085	16.75	282	2.27
岸和田市	12,035	3,685	30.62	379	3.15
近畿計	97,727	21,372	21.87	1,721	1.76
全国計	874,604	165,572	18.93	5,448	0.62

競輪開催の効率性を示す開催経费率は16.75%であり、近畿地区競輪場所有施行者の中では最も低く、全国平均（18.93%）より2.18%低い。一方、競輪開催の収益性を示す売上高純収入率は2.27%であり、赤字に苦しむ競輪場所有施行者が多い近畿地区の中では唯一の黒字施行者であり、全国平均（0.62%）を1.65%上回っている。近畿地区及び全国平均との比較でも、効率性、収益性は上回っているといえる。

売上規模類似競輪場との比較

(平成13年度)

項目 施行者	車券売上高 (百万円)	開催経費 (百万円)	売上高開催 経費率(%)	施行者純収入 (百万円)	売上高純収入率 (%)
別府市	13,892	2,370	17.06	365	2.63
四日市市	13,303	2,650	19.92	95	0.72
和歌山県	12,450	2,085	16.75	282	2.27
玉野市	12,107	2,527	20.87	202	1.67
佐世保市	11,575	2,417	20.89	115	1.00

売上規模の類似する競輪場所有施行者との比較でも、開催経費率は最も低く、また、売上高純収入率についても、別府市の2.63%について高い。効率性、収益性は高い水準にある。

(3) 開催経費支出状況

1 開催あたりの開催経費の支出状況について、売上高純収入率の高い平塚市、大垣市の両施行者及び全国平均と比較した結果は次のとおりである。なお、金額はいずれも「平成13年度 競輪施行者収支決算書」(社団法人全国競輪施行者協議会)によっている。

1 開催あたりの支出状況

(単位：百万円，%)

項目	全国平均		和歌山県		平塚市		大垣市	
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率
車券売上金額	1,871	100.0	1,556	100.0	4,845	100.0	1,388	100.0
施行者純収入	12	0.6	35	2.3	255	5.3	29	2.1
開催経費合計	354	18.9	261	16.8	696	14.4	233	16.8
人件費	57	3.1	44	2.8	75	1.6	43	3.1
旅費	0	0.0	-	0.0	-	0.0	-	0.0
手当及び給与金	3	0.1	2	0.1	0	0.0	0	0.0
需用費	156	8.3	123	7.9	263	5.4	86	6.2
支払利子	0	0.0	-	0.0	-	0.0	-	0.0
負担金補助金	50	2.7	11	0.7	247	5.1	24	1.8
公課費	1	0.0	-	0.0	-	0.0	-	0.0
会議費	0	0.0	-	0.0	-	0.0	-	0.0
雑費	0	0.0	0	0.0	-	0.0	-	0.0
賞典費	87	4.7	81	5.2	111	2.3	80	5.8

(注) 金額はいずれも1開催平均の額である。

上表は、車券売上金額に対する開催経費の各内訳の支出比率について、売上高施行者純収入率の高い平塚市、大垣市の両競輪場及び全国平均と比較してみたものである。

まず、人件費比率は和歌山県が2.8%であり、全国平均や大垣市を下回っているものの、平塚市に比べると1.2%上回っている。

需用費についても、和歌山県は7.9%と全国平均を下回っているものの、平塚市に比べると2.5%上回っている。

一方、負担金補助金は、和歌山県では0.7%と全国平均、平塚市、大垣市のいずれも下回っている。賞典費については、和歌山県では5.2%と全国平均、平塚市を上回っている。

## 経営管理の状況

### 1. 競輪事業の経営管理

競輪事業は、その目的が、自転車等機械工業の振興、体育、社会福祉等公益の増進及び地方財政の健全化への寄与とされており、公益性を有しているが、競輪事業も収益事業であるという点からみると、経営管理を必要とする点では、民間企業と何ら異なる点はない。

長引く景気低迷下においても、民間企業では、懸命の効率化と品質・サービスの向上に取り組み、厳しい競争のもとで、懸命の経営努力を行っているが、競輪事業においても、民間的観点に立った経営改善が求められる。

このような観点から、収益事業を営む一般の民間企業において、あらゆる経営改善を行うに当たって、当然備えているべき経営管理のしくみが、和歌山県競輪事業においても整備され、有効に機能しているかについて質問等を行い検討した。

### 2. 監査の結果

下記の各課題について、今後、検討していく必要がある。

#### (1) 中長期経営計画

単年度予算という短期計画や単年度の経営方針があるのみで、中長期にわたる経営計画がない。経営戦略に乏しいだけでなく、経営方針の継続性も損なわれる。

( 2 ) 各種経営管理資料

経営管理のための各種の管理資料が不十分である。特に経営上の意思決定を行うに当たり必要な管理資料については、作成手順が明確でないばかりでなく、担当者の交代等により、適時に作成されていない。

( 3 ) 経営会議の開催

競輪事業を行っていく上で、必要な意思決定をおこなうための会議体、例えば定例的な経営会議等が開催されていない。

( 4 ) 目標管理

予算と実績の対比は行われているが、各年度の目標設定がされていないので、目標と実績の対比がなされていない。

( 5 ) 投資効果の測定

平成 14 年 7 月からナイター競輪（場外）が開催され、また、同年 11 月から新賭式（7 賭式）が導入されているが、投資を伴う新規事業について、効果の測定が適切に行われていない。新賭式の導入については、売上金額の増加をもって効果があったものとしているが、適切な分析とはいえない。

3 . 意見

( 1 ) 中長期経営計画

単年度予算という短期計画や単年度の経営方針のみではなく、中長期の売上・損益見通しに、設備投資など将来にわたる課題をも含めた経営戦略や計画を策定し、これに基づいて各年度の事業を展開していくことは経営の基本である。競輪事業の今後の方向性を示す中長期計画を策定することが必要である。

なお、競輪事業のあるべき姿については、外部の有識者や民間経営者等を含めて構成される検討委員会を設置して検討していくこともひとつの方法である。

## ( 2 ) 各種経営管理資料

経営管理を適時・適切に行っていくためには、迅速な意思決定を行うに必要な各種の経営管理資料を作成する必要がある。たとえば、競輪事業における開催別収支や企業会計方式の損益計算書、さらにこれに基づく損益分岐点分析資料などである。なお、その際には作成手順が担当者独自のものとなり、異動や担当替えにより、継続性が失われることがないよう、作成手順を明確に確立しておく必要がある。

## ( 3 ) 経営会議の開催

現在、定例的な経営会議は開催されていないが、事業を行っていく上で、必要な意思決定を行うための会議体の開催は不可欠である。経営上重要な事項について方針を確認し、あるいはあらゆる経営課題に迅速に対応するためにも、定期的に経営会議を開催する必要がある。

## ( 4 ) 目標管理

収支上の予算と実績の対比分析は行われているが、各年度の具体的な経営目標、損益目標が設定されていないため、目標に対する達成度の評価が行われていない。

各年度においては、3～5年の中期計画に基づいて策定された単年度計画を具体化した個別項目の目標値を設定し、これを実績と対比し評価することで、必要な対応を適時・適切にとることができる。

予算統制だけではなく、目標による管理は継続的な経営改善により経営目的を実現していく上で不可欠であり、管理体制の整備を図っていく必要がある。

## ( 5 ) 投資効果の測定

新規事業の採用にあたっては、必要な投資を上回る回収が得られるかどうか判断基準のひとつとなる。事前に投資効果を測定し、いったん事業として採用した後は、事後の測定を行って、投資を上回る回収が得られているか評価し、その評価結果に基づき、適時・適切な対応をとっていく必要がある。今回のナイター競輪の開催及び新賭式の導入についても、開催効果、導入効果の測定が必要である。

## ・財務事務の状況

### 1．財産

#### (1) 現金

競輪事業において保有する現金は、競輪場内の現金と、本庁内の公営競技事務所（以下、「事務所」という）内の現金とに大別される。

##### 競輪場内の保管状況

競輪開催期間中の必要資金は、事前に前渡資金として指定の預金口座に入金された後、開催日に銀行より競輪場へ持ち込まれ、投票所での釣り銭、払戻窓口での払戻資金に充てられる。

投票所では、レース毎に窓口を閉めて現金を実査しており、システム上の販売データ等と現金有高との照合がその都度行われている。

日々の業務終了後、あるべき現金残高と実際の現金有高を照合し、全額銀行へ保管を委託する（ただし、本場開催期間中に限り、入場券発売機用の釣り銭用資金を、場内に保管）。

最終日には、全ての現金が、指定の預金口座へ入金される。

##### 事務所内の保管状況

事務所では、競輪非開催日における的中車券の払戻を行っている。

業務開始時に、払戻に必要な現金を銀行預金（払戻未払金口座）から引き出し、金庫に保管される。払戻用の現金は出納簿にて受払を管理しており、窓口閉鎖後現金実査を行い、出納簿に記帳し、上席者の承認が行われる。硬貨を除き、残額は、払戻未払金口座に入金される。

##### 監査の結果

競輪場での現地調査（平成 15 年 6 月 26 日）において、当日の現金に関する業務処理を視察した結果、問題となる事項は発見されなかった。

また、平成 15 年 7 月 3 日において、事務所における払戻用現金の払戻手続及び窓口閉鎖後の現金実査の状況を視察した結果、問題となる事項は発見されなかった。

## 意見

「(2) 預金」「意見」に併せて記載している。

### (2) 預金

競輪事業において保有する預金通帳は、本場開催用と場外開催用とに大別される。そのうち、場外開催用預金は、競輪主催者である他場からの預り金である。全て事務所の出納員名義で作成され、事務所内の金庫に保管されている。

#### 本場開催用預金の保管状況

「運転資金口座」と「払戻未払金口座」の2口座がある。

「運転資金口座」には、県より、釣り銭・当初払戻資金等の開催準備資金270百万円と、従事員賃金が、開催前日に前渡資金として入金される。最終日には、前渡資金から払戻金を差引いた純額が同口座へ入金され、その後、県へ収納される。

「払戻未払金口座」には、開催期間中に払戻手続が行われなかった払戻金相当額が、最終日の翌日に県より入金される。以後の払戻資金はこの預金から充当され、60日経過により時効が成立した後、残額が県へ収納される。

本場開催用預金口座のうち、「運転資金口座」に関する管理台帳は作成せず、通帳への記入で代用しており、「払戻未払金口座」に関しては、開催別に払戻資金の台帳管理を行っている。

#### 場外開催用預金の保管状況

「開催準備資金・車券売上金等口座」、「開催経費口座」及び「払戻未払金口座」の3口座があり、開催毎にその都度口座が開設される。

「開催準備資金・車券売上金等口座」には、主催者より、釣り銭・当初払戻資金等の準備資金として一定額が入金される。開催期間終了後、解約手続を経て、売上金等の純額と共に主催者へ送金する。

「開催経費口座」には、主催者より、従事員賃金・委託費等の運営経費用資金が入金される。開催期間終了後、諸経費の支払手続完了により、解約手続を経て、残金を主催者へ返金する。

「払戻未払金口座」には、開催期間中に払戻手続が行われなかった払戻金相当額を、最

終日の翌日に入金する。以後の払戻資金はこの預金から充当される。60日経過により時効が成立した後、解約手続を経て、残額を主催者へ送金する。

場外開催用預金口座のうち、「開催準備資金・車券売上金等口座」「開催経費口座」については、場外開催前後の短期間のみ使用される一時的な口座であるため、台帳管理は行っていない。「払戻未払金口座」については、通帳別に台帳を作成し、払戻資金の管理を行っている。

#### 監査の結果

事務所にて保管する通帳を通査するとともに、台帳を作成している通帳については台帳残高との突合を行った結果、問題となる事項は発見されなかった。

#### 意見

##### ）本場開催用預金管理台帳の整備

現在、本場開催用運転資金口座につき台帳管理は行われていない。しかし、当該口座は継続して使用されており、かつ、一時的とはいえ、開催最終日後県へ収納するまでは複数の開催資金が同時に口座に残るため、処理の正確性を保持し事故を未然に防止する観点から、管理台帳を作成して入出金の状況を開催別に把握し、あるべき金額と預金残高との照合を定期的に行うことが必要である。

##### ）現金預金管理マニュアルの作成・運用

事務所では多額の現金預金を扱うため、払戻未払金口座からの現金引出金額の基準、各管理台帳の作成・承認手続、現金・預金通帳・印鑑の定期的実査といった事務処理における基本手続を明文化し、継続して運用していくことが必要である。

### （3）公有財産

#### 管理状況

公有財産については、和歌山県公有財産事務規程第34条に基づき、公有財産台帳を作成し、また、土地・建物については登記手続を行い、台帳に登記簿謄本を添付する必要がある（和歌山県公有財産事務規程第34条第2項）。

## 監査の結果

### ）公有財産台帳の整備

公有財産の内容をヒアリングするとともに、公有財産台帳を閲覧し作成状況を調査した。

台帳は記載内容を整理する目的で平成 9 年度に新しく作成されているが、旧台帳からの転記や整合性の検証が不十分であり、新旧 2 種類の台帳が併用されていた。また、登記簿謄本の添付は行われていなかった。早急に記載内容及び登記の状況を確認し、適正な公有財産台帳を作成し、保管する必要がある。なお、管財課が数年に一度、財産現況調査を行なっているものの、公営競技事務所では、定期的な現況調査は行われていない。公有財産の実在性を担保するため、現物と台帳との照合作業を実施することが必要である。

### ）土地の不法占用

公有財産のうち普通財産として登録されている競輪場隣接地約 800 m<sup>2</sup>が、不法に占用されている。これは、昭和 28 年の和歌山大水害及び昭和 29 年の市堀川の整備により、この付近の居住者を当該地に一時的に居住させたものと推測されている。当該地は行政財産（競輪場用地）とされていたが、平成 7 年 8 月に払い下げを前提として用途廃止され、普通財産に登録された。平成 10 年 5 月に住民との交渉を開始し、平成 12 年 12 月に境界線を確定した。交渉難航の根本的要因として、問題解決への対応の遅れにより、交渉開始までに長年が経過していたことが挙げられる。

現在、居住者と払い下げまたは賃貸の方向で交渉中とのことであるが、早急に解決に向けて努力すべきである。

## （４）物品

### 管理状況

物品については、和歌山県物品管理等事務規程第 39 条に基づき、物品管理簿を作成保管し、重要物品（原則として 100 万円以上の物品）については重要物品台帳を備え付ける必要がある。

#### 監査の結果

物品管理簿、重要物品台帳を通査した結果、整然と作成保管されていた。また、重要物品については、重要物品台帳より全件抽出し、現物の実査を行った結果、実在性は全て確認できた。

#### (5) 車券等

##### 保管状況

競輪場内の倉庫に保管されている車券用ロール紙、特別観覧席指定券用ロール紙、マークシート用鉛筆に関しては、台帳を作成し受払管理を行っている。

##### 監査の結果

現地調査日（平成 15 年 6 月 26 日）に台帳残高と現物との照合を行った結果、問題となる事項は発見されなかった。

## 2. 歳入

最近5年間の歳入内訳の推移は次のとおりである。

(単位：百万円)

節区分	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度
勝者投票券売上収入	15,116	11,730	10,938	12,450	11,801
入場料	48	35	36	30	31
競輪場使用料	362	361	326	315	480
売店使用料	5	5	5	5	7
繰越金	49	155	104	101	101
預金利子	18	9	3	2	1
弁償金	0	0	0	0	0
納付金	9	6	6	4	3
勝者投票券過誤収入	0	0	0	0	0
雑入、その他	28	394	136	215	379
施設整備基金繰入金	108	1,499	180	-	-
歳入計	15,744	14,193	11,734	13,122	12,803

主な歳入科目の内容、推移及び監査の結果は次のとおりである。

### (1) 勝者投票券売上収入

#### 内容

本場開催に係る車券売上金である。

#### 推移

##### ) 販売形態別売上

車券の販売形態は、「本場売上」、「電話投票売上」、「場外売上」の3経路に区分される。

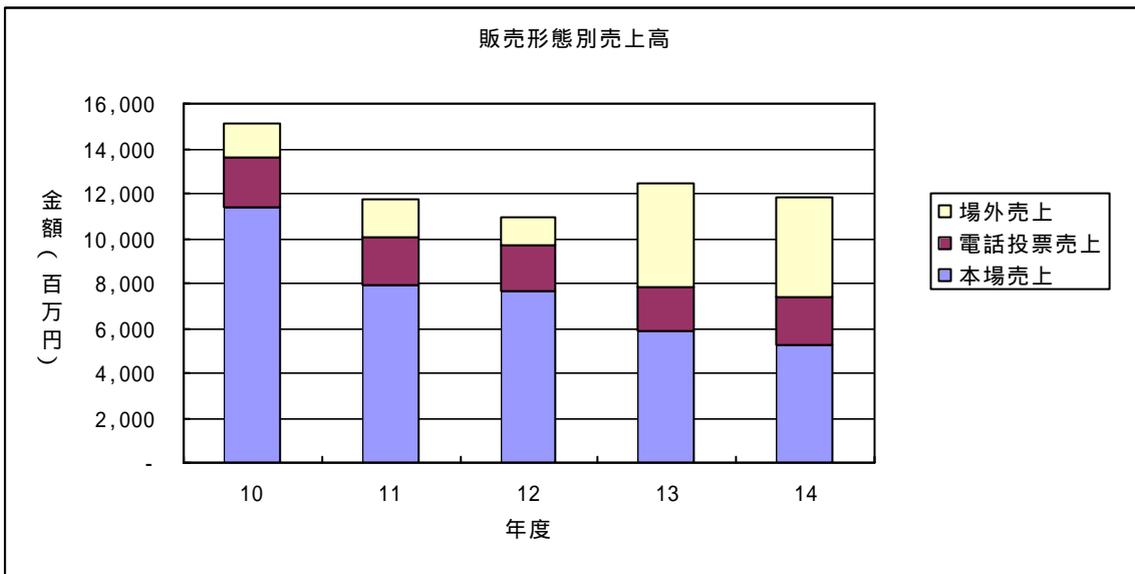
本場売上とは和歌山競輪場内での売上金であり、窓口・自動車券販売機により開催期間中のみ行われている。電話投票とは、事前に加入手続きを行った者が電話・インターネットにより車券を購入できるシステムである。場外売上とは場外車券売場、つまり全国に存在する他の競輪場と専用場外車券売場における売上金である。

販売形態別売上の最近5年間の売上推移は以下のとおりである。

(単位：百万円)

年度	本場売上	電話投票売上	場外売上	計
10年度	11,362 (75.1)	2,202 (14.6)	1,552 (10.3)	15,116 (100.0)
11年度	7,955 (67.8)	2,122 (18.1)	1,652 (14.1)	11,730 (100.0)
12年度	7,678 (70.2)	2,017 (18.4)	1,243 (11.4)	10,938 (100.0)
13年度	5,882 (47.2)	1,949 (15.7)	4,618 (37.1)	12,450 (100.0)
14年度	5,212 (44.2)	2,124 (18.0)	4,465 (37.8)	11,801 (100.0)

(注)( )は、売上金額に占める構成比率を表す(単位：%)



車券売上全体が、平成10年度の15,116百万円から平成14年度の11,801百万円へと3,315百万円(21.9%)減少している中、本場売上金額は売上全体に比べ下落幅が大きく、11,362百万円から5,212百万円へと6,150百万円(54.1%)も減少している。これは不景気の影響によるところが大きく、この5年間での減少は、入場者数は105,204人(37.9%)、1人あたり購買額も10,710円(26.2%)と、共に著しい。

参考：本場における1人あたり購買額 (単位：円)

年度	入場者数(人) (A)	本場売上高 (B)	1人あたり購買額 (B)÷(A)
10年度	277,930	11,362,443,100	40,882
11年度	202,679	7,955,345,400	39,251
12年度	211,544	7,677,901,500	36,295
13年度	174,358	5,882,329,600	33,737
14年度	172,726	5,211,533,100	30,172

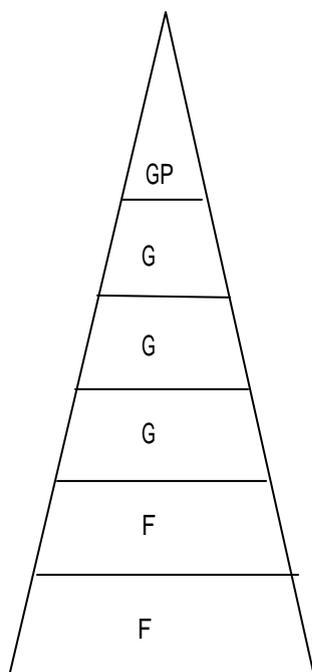
(注)入場者数は、和歌山競輪開催時の入場者数である。

一方、場外売上は、平成 13 年度に急増している。これは、同年に 2 場規制が撤廃されたことによる影響である。和歌山競輪の場合、記念競輪の場外車券場数が前年度の 40 場から 119 場（6 日間ののべ場数。専用場外車券売場を含む。）へと増加した結果、場外売上高は平成 12 年度の 1,243 百万円から平成 13 年度の 4,618 百万円へと 3,375 百万円（271.5%）増加し、これが寄与して、平成 13 年度の車券売上は前年度を上回る結果となった。なお、平成 14 年度には、記念競輪と第 8 回普通競輪を場外開催したものの、増収にはつながらず場外売上高は前年を下回ったが、車券売上全体に占める場外売上の割合は、前年度の 37.1%から 37.8%へと微増（0.7%）している。

#### ） 開催別売上

競輪におけるレースは、GP、GI、G、G、F、F の 6 つのグレードに格付けされる。

参考：レースの格付け



GP：KEIRIN グランプリ。その年の G 優勝者、賞金獲得額上位者が集まり、その年の No.1 を決める競輪界最大のレース。

G：競輪祭、日本選手権、高松宮記念杯、寛仁親王牌、オールスター、全日本選抜。S 級上位選手が集まり、優勝者は GP 出場権を得る。

G：東西王座戦、ふるさとダービー、共同通信社杯、ヤンググランプリ。オール S 級戦であり、成績上位者は G への優先出場権を得る。

G：オール S 級戦 11R。

F：S 級戦 5R、A 級戦 6R。

F：オール A 級戦 10R。

和歌山競輪では、年間に 8 回の「普通開催競輪」を実施し、うち 1 回は G レースの記念競輪であり、他は F、F レースである。その他に、使用する競輪場の施設、周辺環境等の改善に資するため、「施設改善競輪」を開催することができ（自転車競技法施行規則第 17 条）、平成 14 年度には計 4 回 12 日間開催されている。

開催別の最近5年間の開催日数、売上金額及び1日あたり売上の推移は以下のとおりである。

開催日数

(単位：日)

年度	普通開催競輪	うち記念競輪	施設改善競輪	計
10年度	48	6	15	63
11年度	48	6	-	48
12年度	48	6	9	57
13年度	48	6	-	48
14年度	46	4	12	58

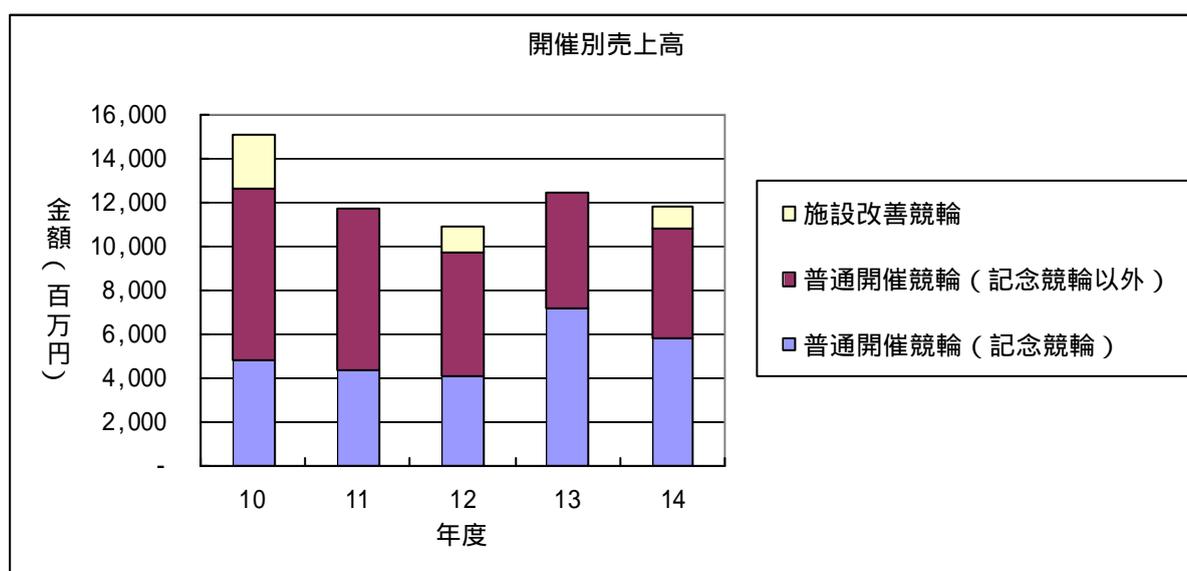
(注)平成11年度及び13年度は、施設改善競輪の開催なし。

売上金額

(単位：百万円)

年度	普通開催競輪	うち記念競輪	施設改善競輪	計
10年度	12,631 (83.6)	4,793 (31.7)	2,485 (16.4)	15,116 (100.0)
11年度	11,730 (100.0)	4,393 (37.4)	- (-)	11,730 (100.0)
12年度	9,757 (89.2)	4,122 (37.7)	1,182 (10.8)	10,938 (100.0)
13年度	12,450 (100.0)	7,164 (57.5)	- (-)	12,450 (100.0)
14年度	10,876 (92.2)	5,808 (49.2)	925 (7.8)	11,801 (100.0)

(注)( )は、売上金額に占める構成比率を表す(単位：%)

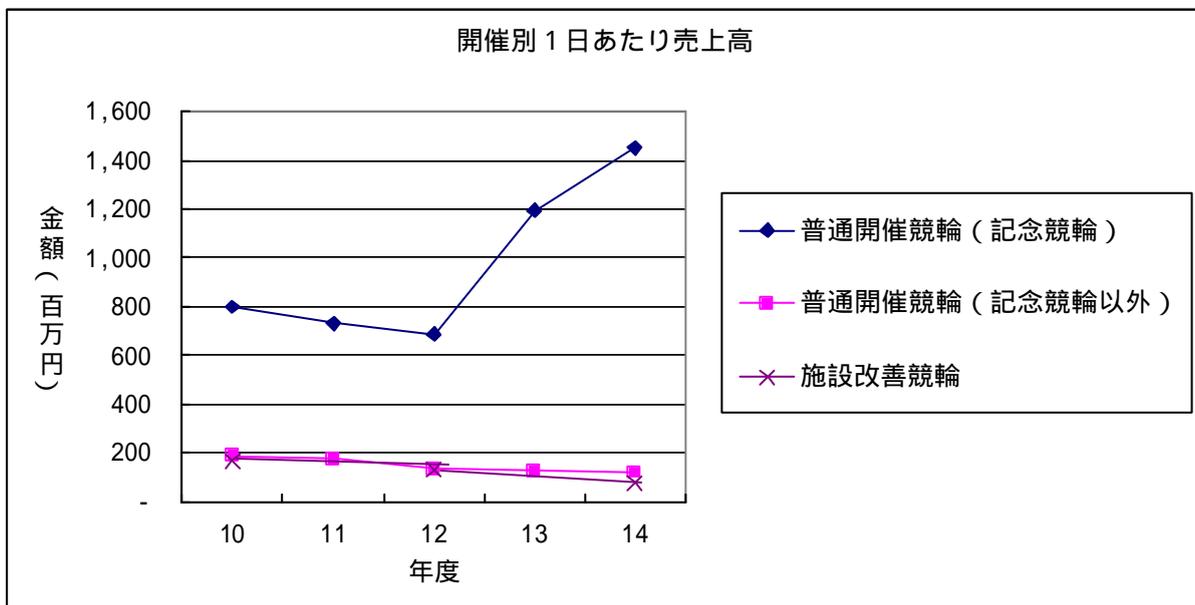


1日あたり売上

(単位：百万円)

年度		開催日数(日) (A)	売上高 (B)	1日あたり売上 (B) ÷ (A)
10年度	記念競輪	6	4,793	799
	記念競輪以外	42	7,838	187
	施設改善競輪	15	2,485	166
	計	63	15,116	240
11年度	記念競輪	6	4,393	732
	記念競輪以外	42	7,337	175
	計	48	11,730	244
12年度	記念競輪	6	4,122	687
	記念競輪以外	42	5,635	134
	施設改善競輪	9	1,182	131
	計	57	10,938	192
13年度	記念競輪	6	7,164	1,194
	記念競輪以外	42	5,286	126
	計	48	12,450	259
14年度	記念競輪	4	5,808	1,452
	記念競輪以外	42	5,068	121
	施設改善競輪	12	925	77
	計	58	11,801	203

(注) 平成11年度及び13年度は、施設改善競輪の開催なし。



グレードの高いレースほど売上が多く、記念競輪での売上が車券売上の大半を占めている。特に、平成13年度の2場規制撤廃以降、記念競輪への依存度は大きくなり、構成

比率は50%前後に達している。

普通開催競輪のうち、記念競輪については、場外売上の増加が影響し、平成13年度の売上高は前年度より3,042百万円(73.8%)の増加となった。平成14年度の売上高は、前年度の7,164百万円から5,808百万円へと減少しているが、開催日数が前年より2日間少ないため1日あたり売上高で比較すると、平成14年度は1,452百万円となり、平成13年度の1,194百万円を大きく上回っている。

一方、記念競輪以外の売上高は年々減少傾向にあり、1日あたり売上高は、この5年間で187百万円から121百万円へと66百万円(35.3%)減少している。平成14年11月に、車番3連勝単式等の新賭式が導入された結果、売上は前年同期の開催に比べると上回っているが、年間売上の減少幅を上回る規模には達せず、平成14年度の売上高は、前年度の5,286百万円から5,068百万円へと218百万円(4.1%)減少している。

(参考：平成13年度、14年度普通開催競輪の開催別売上高推移)

(単位：百万円)

	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回	計
13年度	750	756	636	922	752	806	7,164	663	12,450
14年度	806	559	617	521	678	903	5,808	983	10,876

(注) 1. 平成14年度第5回第2節より、新賭式を導入している。

2. 第7回(記念競輪)の開催期間は、平成13年度は1月5日から1月7日(前節)、1月16日から1月18日(後節)までの6日間、平成14年度は1月9日から1月12日までの4日間である。その他は全て6日間開催されている。

施設改善競輪は、毎年必ず開催されるものではなく、最近5年間で開催されているのは平成10年度、12年度及び14年度である。開催日数が異なるため、1日あたり売上高で比較すると、普通開催競輪に比べ下落幅が激しく、平成10年度の166百万円から平成14年度は77百万円と大幅に(89百万円(53.5%))減少している。

## 監査の結果

平成 14 年度第 7 回記念競輪について、本場売上、電話投票売上、場外売上の計上フローを聴取し、任意に抽出した収入調定票と日計表等のシステム帳票、場外車券売場からの送金明細書等との突合を行った結果、適正に処理されていた。

## 意見

### ）グレードの高いレースの誘致

上述の通り、レースグレードが高いほど 1 日当たり売上高は高く、グレードの高いレースの開催は、車券売上高の増加に直結するといえる。G 以上の特別競輪開催には「特別競輪等運営委員会（注）」の決定が必要であり、開催地に選定されるべく誘致に向けた取組みをアピールしていくことが望まれる。

（注）「特別競輪等運営委員会」とは、日本自転車振興会、（社）全国競輪施行者協議会、自転車競技会全国協議会、（社）日本競輪選手会、全国競輪場施設協会及び経済産業省製造産業局車両課の長及び役員で構成される任意団体であり、特別競輪開催地決定について裁量権を有する。

## （２）入場料

### 内容

本場開催時に徴収する、入場料と特別観覧席指定券の売上金である。

入場料は南北 2 か所の入口に設置された券売機にて、特別観覧席指定券は場内の窓口にて、それぞれ販売されている。

料金体系は以下のとおりである。

区分	本場開催時	場外開催時
入場料	50 円	無料
特別観覧席指定券	1,500 円	1,000 円

（注）場外開催時の特別観覧席指定券の売上金は、通常、和歌山県の歳入にはならず主催者に帰属する。

推移

売上金額

(単位：百万円)

年度	入場料	特別観覧席		計	
		入場者数(人)	指定券 利用者数(人)		
10年度	14	277,930	34	22,913	48
11年度	10	202,679	25	16,792	35
12年度	10	211,544	26	17,373	36
13年度	8	174,358	21	14,097	30
14年度	8	172,726	22	14,989	31

1日あたり利用者数

(単位：人)

年度	開催日数 (日)	人数 (B)		1日あたり人数 (B) ÷ (A)		
		入場者数	特別観覧席 利用者数	入場者数	特別観覧席利 用者数	
10年度	記念競輪	6	41,690	2,646	6,948(99.3)	441(100.0)
	記念競輪以外	42	178,333	15,324	4,246(60.7)	365(82.8)
	施設改善競輪	15	57,907	4,943	3,860(55.1)	330(74.8)
	計	63	277,930	22,913	4,412(63.0)	364(82.5)
11年度	記念競輪	6	33,226	2,646	5,538(79.1)	441(100.0)
	記念競輪以外	42	169,453	14,146	4,035(57.6)	337(76.4)
	計	48	202,679	16,792	4,222(60.3)	350(79.4)
12年度	記念競輪	6	36,459	2,632	6,077(86.8)	439(99.5)
	記念競輪以外	42	145,166	11,965	3,456(49.4)	285(64.6)
	施設改善競輪	9	29,919	2,776	3,324(47.5)	308(69.8)
	計	57	211,544	17,373	3,711(53.0)	305(69.2)
13年度	記念競輪	6	29,394	2,559	4,899(70.0)	427(96.8)
	記念競輪以外	42	144,964	11,538	3,452(49.3)	275(62.4)
	計	48	174,358	14,097	3,632(51.9)	294(66.7)
14年度	記念競輪	4	15,429	1,418	3,857(55.1)	355(80.5)
	記念競輪以外	42	126,838	11,275	3,020(43.1)	268(60.8)
	施設改善競輪	12	30,459	2,296	2,538(36.3)	191(43.3)
	計	58	172,726	14,989	2,978(42.5)	258(58.5)

(注) 1. 平成 11 年度及び 13 年度は、施設改善競輪の開催なし。

2. 1日あたり人数の( )は、平均稼働率であり、収容人員数(スタンド：7,000人、特別観覧席：441人)を100とした場合の比率を用いている。

入場料収入は、近年の競輪離れの加速による来場者数減に連動し、年々減少する傾向にあり、平成 10 年度の 48 百万円に対して平成 14 年度は 31 百万円と 17 百万円(35.8%)減少している。1日あたり人数で比較すると、最近 5 年間で、入場者数は 4,412 人から

2,978人、特別観覧席利用者数は364人から258人へと、それぞれ32.5%、29.1%減少している。また、441席ある特別観覧席の平均稼働率は、平成10年度の82.5%から平成14年度には58.5%まで落ち込んでいる。例年100%近い稼働率であった記念競輪でさえも、平成14年度は80%程度である。

#### 監査の結果

平成14年度第7回記念競輪における入場料、特別観覧席指定券売却収入について、収入調定票と日計表との突合を行った結果、適切に処理されていた。

#### (3) 競輪場使用料、売店使用料

##### 内容

競輪場使用料は、場外開催により発生する。主催者との間で締結される「協定書」に基づき、開催期間終了後、車券売上高合計の5%（専用発売）ないし10%（併用発売）が収納される。

(注) 専用発売とは、場外レースを全日発売することをいい、併用発売とは、本場レース発売後、場外の最終レース等を発売することをいう。

売店使用料とは、競輪開催期間中の場内売店スペース利用料である。開催1回あたりの料金は以下のとおりである。6日間が前提であり、6日に満たない開催の場合は日数按分計算する。

場所	金額
特別観覧席	61,950円（税込）
その他	186,952円（税込）

推移

(単位：百万円)

	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度
競輪場使用料内訳	362	361	326	315	480
四市主催	100	91	76	64	-
場外開催	262	270	250	251	480
趨勢比率(%)	100.0	99.9	90.0	87.2	132.7
売店使用料	5	5	5	5	7
趨勢比率(%)	100.0	93.0	103.2	97.5	137.2

(注)趨勢比率は、平成10年度を基準(100%)とした、各年度の比率である。

平成13年度を最後に県内四市が競輪事業から撤退し、和歌山県四市競輪事務組合からの使用料収入はなくなった。しかし、同年度の2場規制撤廃に伴い、記念開催等の本場レースを他場で発売してもらうにあたり、相手場との連携を深めるべく場外開催を積極的に行った結果、和歌山県四市競輪事務組合からの使用料が減少したにもかかわらず、競輪場使用料は大幅に増加した。なお、2場規制撤廃は平成13年4月1日であるが、開催準備(通常、半年程度)及び4ヶ月は四市競輪が場外開催権を持っていたこと等により、競輪場使用料は翌14年度から顕著に伸びている。この点、記念競輪(毎年1月開催)の場外売上増加の影響で平成13年度から急増した勝者投票券売上収入とは異なる。

また、競輪場使用料の増加額はそのまま純収入の増加額となることから、収入全体が減少傾向にある中、競輪場使用料の重要性は増加しつつある。競輪施行者としての主な収入である車券売上・入場料・競輪場使用料・売店使用料の金額構成を見ると、競輪場使用料の構成比率は、平成10年度の2.3%が平成14年度には3.9%に上昇している。

参考：主な収入項目の金額構成比率

(単位：百万円)

節区分	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度
勝者投票券売上収入	15,116 (97.4)	11,730 (96.7)	10,938 (96.8)	12,450 (97.3)	11,801 (95.8)
入場料	48 (0.3)	35 (0.3)	36 (0.3)	30 (0.2)	31 (0.2)
競輪場使用料	362 (2.3)	361 (3.0)	326 (2.9)	315 (2.5)	480 (3.9)
売店使用料	5 (0.0)	5 (0.0)	5 (0.0)	5 (0.0)	7 (0.1)
計	15,531 (100.0)	12,131 (100.0)	11,305 (100.0)	12,799 (100.0)	12,318 (100.0)

(注) ( ) は、4 項目の合計に占める構成比率を表す ( 単位 : % )。

売店使用料は、開催日数と連動するため、場外開催日数が増えた平成 14 年度において急増している。

#### 監査の結果

平成 14 年度競輪場使用料のうち、第 44 回競輪祭 (平成 15 年 1 月 23 日 ~ 1 月 26 日) の処理につき、収入調定票と主催者へ送付した送金計算書等との突合を行った結果、適正に処理されていた。

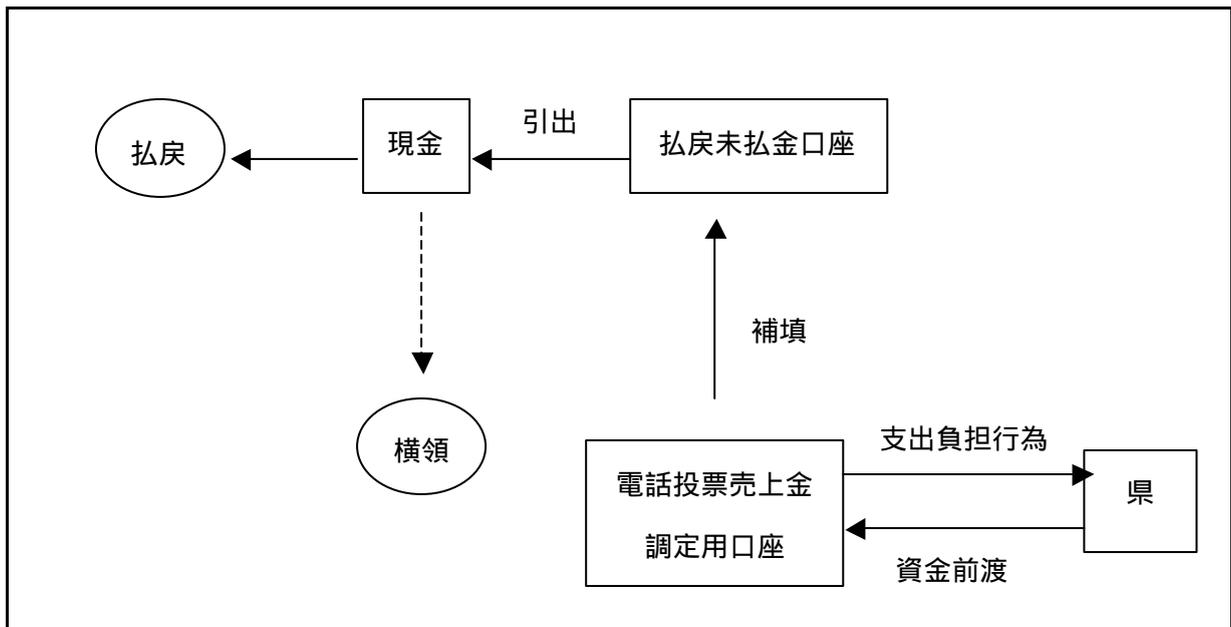
#### ( 4 ) その他の収入

##### 弁償金

##### ) 内容

平成 5 年度に発生した横領事件賠償金の収入未済額 (平成 15 年 3 月末現在、201 百万円) に対する返済額である。

当時の公営競技事務所の職員 2 名が共謀し、平成 2 年度から継続して払戻未払金口座から引き出された現金の一部を横領し、不足した現金を「電話投票売上金調定用口座」への資金前渡により準備し、補填していたものである。2 名は、刑事事件として有罪となったが、平成 8 年度に仮釈放されている。



(注) 「電話投票売上金調定用口座」

現在、電話投票売上金については、業務委託先である近畿自転車競技会が、開催期間終

了後に、払戻金控除後の純額を県に直接収納している。

しかし、当時は、電話投票売上金を和歌山競輪場での売上金と合わせて日々調定するために、競技会からの現金納入を待たず、競輪事業特別会計から資金前渡することにより事前に資金を用意し、後日売上金が納入された時に戻入精算する処理を行っていた。同口座は、資金前渡と売上金の納入を受けるために当時使われていたものであり、現在は存在しない。

この事件では、予定される電話投票売上金の額よりも多く資金前渡を受け払戻未払金の不足額に充てるとともに、売上金精算時の不足額に対しては、出納整理期間中に新年度分として資金前渡を受けていた。

なお、この事件が発生した背景として、当時、

- ・払戻用の現金として、常時5百万円程度を金庫に保管していた。
- ・同一担当者が、長期間にわたり出納及び払戻業務を担当していた。
- ・現行システムが導入されておらず、払戻手続に時間がかかると共に正確性に問題があった。
- ・現金残高を日々チェックする体制が整備されていなかった。
- ・電話投票売上金を日次で調定する処理を採用しており、資金前渡を行わざるをえなかった。

といった点があげられる。

平成5年度に、発覚時まで引き出された現金計216百万円のうち、14百万円を本人の自宅処分代金等で回収し、残額202百万円を収入未済額として処理した。

平成8年度及び9年度の本人との交渉以後は、月1万円ずつの回収にとどまっている。

) 推移

(単位：千円)

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
弁償金		10	10	10	150
収入未済額	202,574	202,564	202,554	202,544	202,394
	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度
弁償金	250	230	240	240	250
収入未済額	202,144	201,914	201,674	201,434	201,184

) 監査の結果

A. 不正再発防止への対応

平成 5 年 6 月に提出された「公営競技事務所に係る調査検討委員会」の「報告書」に提示されている改善事項の実施状況につき聴取した。

「報告書」の内容（要旨）	左記への対応状況
金庫への現金保管を最小限必要な金額にするとともに勤務時間後は銀行へ預け入れる。また、日計表を作成し上司へ報告するほか、主管課等も随時チェックを行う。	金庫での保管は小銭に限定し、残額は全て銀行へ預け入れている。また、日々現金の出納簿を作成し、上席者が承認している。3 ヶ月に 1 回程度、主管課である商工労働総務課による実査が行われる。
印鑑及び預金通帳の管理は一層厳重に行う。	全て金庫内に厳重保管している。
電話投票システムを見直し、電話投票売上金を調定するため準備する運用資金の資金前渡を廃止する。	現在、資金前渡は行われていない。
各種の資金前渡について、資金前渡職員を 1 人に集中しない。	かつて、旅費受領受任者用口座があり、当該口座と競輪場運営用の口座の名義は分けるという方針がとられていた。しかし、現在、旅費受領受任者用口座は利用されておらず、全ての預金口座が同一名義になっている。
払戻業務を事務所で行うにあたり、将来的にコンピュータ処理を検討する。	平成 14 年度の新賭式導入を機に、払戻システムが導入された。

上記のうち、資金前渡職員の分散に関しては、結果的に 1 名に集中している。現在の預金口座は競輪場運用資金に係るもののみであるが、一時的とはいえシーズンには多数の口座が使用されることになるため、より厳格に対応すべきである。例えば、払戻未払金口座と開催準備金口座の名義を分けると共に、上席者が定期的に預金通帳の通査を行うといったような内部管理体制の確立が必要である。

) 意見

A. 収入未済額早期回収への対応

収入未済額は毎月回収されているが、少額にとどまり、このままでは全額回収までに相当長期間（約 800 年）を要する。これまで相手方の状況確認や定期的接触は十分に行なわれておらず、今後、早期回収のためには、相手方の収入・財産の状態を確認の上、他の返済手段も視野に入れ検討すべきである。

なお、当該債権の管理は、現在、和歌山県公営競技事務所が行っている。しかしながら当

該債権は、その発生が県職員の横領という、競輪事業の実施とは関係のない事情に起因するものであり、当該債権の管理は他の適切な部署で行うべきものである。

雑入、その他

) 内容

A. 事務協力費

場外開催に係る車券ロール紙、光熱費等の運営経費であり、協定に基づき、主催者から支払われる。金額は、通常、1日あたりの発生額を毎年見積り、開催日数を乗じて決定されている。

B. 派遣職員給与費

場外開催期間中の県職員の人件費相当額であり、1ヶ月あたり人件費相当額から開催日数分を算出している。事務協力費同様、協定に基づき、主催者から県に納入される。

C. 公営企業金融公庫還付金

地方財政法の規定により、車券売上金額の一定割合の額を「公営企業金融公庫交付金」として納付しているが（歳出の項参照）決算が確定した段階で、既納付額が地方財政法施行令第17条の2に定める納付限度額を超えた場合、所定の手続により還付を受けることができる。

D. 四市解決金等

従来、和歌山競輪は県と県内四市（和歌山市、海南市、田辺市、新宮市）による和歌山県四市競輪事務組合（以下、「四市組合」という。）とが行っていたが、赤字運営が続いていることを理由に、平成13年度を最後に四市組合は撤退し、平成14年度以降は県単独での運営となった。この撤退に際し、四市組合との間で「和歌山県四市競輪事務組合営自転車競争事業の廃止に伴う協定書」を締結した。その内容は以下のとおりである。

- ・ 県は、四市組合に在籍する和歌山県公営競技主催者協議会職員を引き受け、四市組合は、解決金として、県に23百万円を支払う。
- ・ 四市組合は、臨時従事員離職選別金負担額及び臨時従事員福利厚生費として、県にそれぞれ258百万円、6百万円を支払う。

上記は、平成 13 年度に 92 百万円、14 年度に 195 百万円入金されている。

#### E. 特別観覧席指定券売却収入

記念競輪開催時の場外車券売場における特別観覧席指定券の売上金である。本場における入場料等と区別し、雑入としている。

#### F. 助成金

初心者教室等の普及活動や、新賭式の導入関連費用といった一時的負担増が見込まれる支出に対し、主に日本自転車振興会、(社)全国競輪施行者協議会等の関係団体から交付される。

) 推移

(単位：百万円)

区分	10 年度	11 年度	12 年度	13 年度	14 年度
事務協力費	18	25	20	22	71
派遣職員給与費	8	7	6	8	16
公営企業金融公庫還付金	-	350	77	48	45
四市解決金等	-	-	-	92	195
特別観覧席指定券売却収入	1	1	1	3	5
助成金	-	7	31	29	37
その他	1	4	1	13	10
計	28	394	136	215	379

経常的な収入のうち、事務協力費、派遣職員給与費は、場外開催が多いほど金額が増加するため、競輪場使用料と同様、平成 14 年度に、それぞれ前年より 49 百万円 (223.9%)、8 百万円 (98.5%) 増加している。特別観覧席指定券売却収入も、基本的に記念競輪開催時の場外車券売場数に比例するため、平成 13 年度以降増加傾向にある。

また、助成金は、経常的には発生しないものの、平成 12 年度の競輪 50 周年記念事業助成金 22 百万円、13 年度の賞金調整事業助成金 20 百万円、14 年度の新賭式導入助成金 19 百万円と、直近 3 年間は 30 百万円前後発生している。

) 監査の結果

平成 14 年度の事務協力費・派遣職員給与費のうち、第 44 回競輪祭に係る処理について調査した結果、適正に処理されていた。

また、平成 14 年度の公営企業金融公庫還付金、四市解決金等の処理について調査した結果、適正に処理されていた。

3. 歳出

最近 5 年間の歳出内訳の推移は次のとおりである。

(単位：百万円)

節区分	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度
給料	48	44	45	45	40
職員手当等	40	34	37	35	33
共済費	18	17	16	16	13
賃金	709	541	496	430	304
報償費	888	709	818	670	776
旅費	5	7	3	4	3
交際費	1	1	1	1	1
需用費	153	140	153	115	136
役務費	176	169	117	104	101
委託料	331	260	326	371	456
使用料及び賃借料	218	181	92	92	123
工事請負費	105	1,530	143	29	4
備品購入費	2	1	19	2	0
負担金、補助及び交付金	1,322	1,088	1,092	1,722	1,229
補償、補填及び賠償金	1	0	0	1	0
償還金、利子及び割引料	11,272	8,753	8,163	9,288	8,802
積立金	93	309	6	92	601
公課費	9	4	8	4	4
一般会計繰出金	200	301	100	-	-
歳出計	15,590	14,089	11,633	13,021	12,627

主な歳出科目の内容、推移及び監査の結果は次のとおりである。

(1) 償還金、利子及び割引料

内容

償還金はいわゆる車券払戻金である。車券払戻金は、自転車競技法第9条において「勝者投票法の種類ごとに、勝者投票の的中者に対し、その競争についての車券の売上金額の百分の七十五に相当する金額を当該勝者に対する各車券にあん分して払戻金として交付する」旨、規定されているものである。

なお、利子、割引料に該当するものはない。

推移

(単位：百万円)

	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度
償還金、利子及び割引料	11,272	8,753	8,163	9,288	8,802
趨勢比率	100.0	77.7	72.4	82.4	78.1

(趨勢比率は、平成10年度を基準(100%)とした、各年度の比率である。)

売上収入に対する純粋な変動費であり、売上収入に伴い概ね減少傾向にある。

監査の結果

平成14年度第7回記念競輪の車券払戻金の計算及び支払処理について調査した結果、適正に処理されていた。

(2) 負担金、補助及び交付金

内容

負担金、交付金及び補助金のうち主なものの内容は以下のとおりである。

A. 全国競輪施行者協議会負担金

全国競輪施行者協議会に対する年会費及び各分担金である。

B. 和歌山県公営競技主催者協議会負担金

和歌山県公営競技主催者協議会は、和歌山県内で主催する公営競技の主催者により

構成される組織であり、同会の事務費、事務局職員人件費及び従事員共済会経費に係る負担金である。

#### C．場外発売場負担金

臨時場外発売に係る事務の委託先である他の競輪場等に対する競輪場施設賃借料、派遣職員給与費及び事務協力費にかかる負担金である。

#### D．日本自転車振興会交付金

自転車競技法第 10 条第 1 項の規定により、競輪事業の施行者が、車券売上金額の一定割合に相当する金額等を日本自転車振興会に交付することを義務付けられている経費である。

#### E．近畿自転車競技会交付金

自転車競技法第 10 条第 2 項の規定により、競輪事業の施行者が、競輪の実施に関する事務の委託に係る負担金として、委託の範囲及び 1 回の開催による車券売上金額に応じ経済産業省令に定める金額を、自転車競技会に交付することを義務付けられている経費である。

#### F．公営企業金融公庫納付金

地方財政法第 32 条の 2 の規定により、公営企業に係る地方債の利子の軽減に資するための資金として、競輪事業による収益のうちから、車券売上金額の一定割合の金額（平成元年度から平成 17 年度までは車券売上金額から 13 億円を控除した額に千分の十二を乗じて得た額）を公営企業金融公庫に納付している。

（なお、既納付額が納付限度額を超えた場合の還付金については、歳入の項参照。）

## 推移

最近 5 年間の内訳別推移は次のとおりである。

(単位：百万円)

	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度
負担金	255	286	306	889	482
全国競輪施行者協議会	73	67	66	67	75
近畿競輪運営協議会	6	6	5	5	6
和歌山県公営競技主催者協議会	136	162	131	461	59
場外発売場負担金	41	48	103	352	331
その他	0	3	1	5	10
補助金	2	3	3	2	12
(社)全国競輪選手会和歌山県支部	2	2	2	2	2
(社)和歌山県体育協会	-	-	-	-	10
その他	0	1	1	0	0
交付金	1,064	800	783	830	735
日本自転車振興会	549	430	395	457	349
近畿自転車競技会	349	245	266	232	260
公営企業金融公庫納付金	166	125	116	134	126
その他	-	-	6	7	-
負担金、補助及び交付金計	1,322	1,088	1,092	1,722	1,229
趨勢比率(%)	100.0	82.3	82.6	130.3	93.0

(注)平成 13 年度の和歌山県公営競技主催者協議会の金額には、臨時従事者の早期退職に伴う離職餞別金(343 百万円)に係る負担金が含まれている。

2 場規制の撤廃により、記念競輪の開催時の場外発売場を増加させた結果、平成 13 年度以降の場外発売場負担金が大きく増加している。

## 監査の結果

平成 14 年度の和歌山県公営競技主催者協議会負担金、場外発売場負担金及び平成 14 年度第 7 回記念競輪に係る全国競輪施行者協議会、日本自転車振興会、近畿自転車競技会、公営企業金融公庫納付金の計算及び支出処理を調査した結果、いずれも適正に処理されていた。

## 意見

### ）主催者協議会の存在意義

和歌山県公営競技主催者協議会（以下、「協議会」という。）は、和歌山県下の競輪施行者をもって組織され、施行者相互の緊密な連絡を図り、相提携して競輪事業の発展を期することを目的としている。

現在、4名の専任職員が県営競輪の事業運営を行っており、県では、「和歌山県公営競技主催者協議会の負担金に関する覚書（以下、「覚書」という。）に基づき、協議会の事務費、事務局職員人件費及び和歌山県公営競技臨時従事員共済会（以下、「共済会」という。）の経費の負担を行っている。

平成13年度に四市競輪が競輪事業から撤退したことによって、協議会の構成員は、和歌山県営競輪のみとなっており、その目的からすると協議会としての存在意義は失われているといえる。4名の主催者協議会職員が、現在の競輪事業の運営に深く関わっていることを踏まえ、今後の組織のあり方を検討する必要がある。

### ）臨時従事員の離職餞別金

和歌山県公営競技臨時従事員（以下、「従事員」という。）に対する離職餞別金については、「和歌山県公営競技臨時従事員共済会規約」に基づき共済会より支給される。共済会は、従事員の相互共済および福利の増進を図ることを目的とする団体であり、離職餞別金は、共済会の申請に基づき、協議会が共済会に交付する。また、協議会における共済会経費は、覚書により、県が協議会に対して負担している。

この点、協議会の消費税に係る税務調査において、協議会の受入れる負担金は、本来課税対象になるものとして早期の是正が指摘されている。臨時従事員の離職餞別金については、県からの直接支給とすることを検討する必要がある。

## （3）報償費

### 内容

報償費の主なものは、選手に対する賞金である。

競輪選手に対する賞金は、普通賞金、出場手当、参加名誉賞、その他の賞金及び商品並びに日当等からなるが、普通賞金は前年（1月から12月）の開催に係る一開催平均車券売上金額（以下、「売上金額」という。）に応じて、それぞれ各基準に定める賞金表が

適用される。

平成 14 年度における各基準別の適用競輪場数を示すと以下のとおりであり、和歌山競輪は 1 号基準が適用されている。

売上金額	適用基準	場数
40億円以上	4号	2
30億円以上40億円未満	3号	5
20億円以上30億円未満	2号	10
20億円未満	1号	30

#### 推移

(単位：百万円)

	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度
報償費	888	709	818	670	776
趨勢比率	100.0	79.8	92.1	75.4	87.4
報償費/勝者投票券売上収入	5.88%	6.04%	7.48%	5.38%	6.58%
賞金基準	1号基準	1号基準	1号基準	1号基準	1号基準

平成 11 年度及び平成 13 年度の趨勢比率が大きく下がっているのは、他の年度で実施されている施設改善競輪（平成 10 年度：15 日、平成 12 年度：9 日、平成 14 年度：12 日）の開催がないためである。

また、対売上収入報償費比率（＝報償費/勝者投票券売上収入）が平成 10 年度から 12 年度において上昇しているのは、売上が減少傾向にあるためであり、その後平成 13 年度以降減少しているのは、2 場規制の撤廃により記念競輪売上が増加したためである。

#### 監査の結果

平成 14 年度第 7 回記念競輪に係る選手賞金の計算及び支払処理を調査した結果、適正に処理されていた。

(4) 人件費

内容及び推移

(単位：百万円)

	H10	H11	H12	H13	H14	内容
給料	48	44	45	45	40	県職員に対する給料
職員手当等	40	34	37	35	33	県職員に対する諸手当
共済費	18	17	16	16	13	県職員の社会保険料等
小計	106	95	98	96	86	
(県職員数)	10	9	9	9	8	
賃金	709	541	496	430	304	従事者に対する賃金
(従事員数)	466	406	353	202	182	
人件費合計	814	636	594	526	390	

監査の結果

人件費の大半は、車券販売、払戻業務等を行う臨時従事者に対する賃金である。平成13年度に97名が早期退職したこともあり、臨時従事者数は平成14年度末には182名まで減少している。

その結果、賃金支出額が固定費総額に占める割合は、平成13年度までは約20%を占めていたが、平成14年度においては14.5%に低下している。

	12年度	13年度	14年度
賃金 (百万円)	496	430	304
従事員数 (人)	353	202	182
固定費 (百万円)	2,396	2,131	2,092
賃金/固定費 (%)	20.7%	20.2%	14.5%
売上収入 (百万円)	10,938	12,450	11,801
賃金/売上収入 (%)	4.5%	3.5%	2.6%
売上収入/従事員数(注)(百万円)	29	45	61

(注) 期首従事員数と期末従事員数の平均値による

対売上収入賃金比率(=賃金/売上収入：平成14年度2.6%)は低下し、1人当たり売上収入(=売上収入/従事員数：平成14年度61百万円)は増加するなど、賃金に係る指標の上では従事員削減による経費削減効果が出ている。

しかし、次に示すとおり和歌山競輪における臨時従事員の1日あたり平均賃金は、平成15年度(想定)において全国47競輪場のうち最も高い水準となっている。全国平均と比較しても相当割高の賃金を支給していることになる。労使間の交渉等、現在の賃金水準を引下げることが容易ではないものの、収益事業として営んでいる以上は経費削減の観点からも、賃金水準を適正なものにしていくことを検討する必要がある。

また、業務量に応じた従事員の最適配置の検討や現在臨時従事者の行っている車券

発売、払戻業務等の外部委託の検討など経費削減に向けた取り組みを徹底する必要がある。

臨時従事員1日当たり平均賃金

(単位：円)

	平成15年度(*1)		平成14年度(*2)		平成13年度	
	順位	金額	順位	金額	順位	金額
和歌山	1	14,303	3	14,303	9	14,314
松山	2	14,110	4	14,110	11	14,170
静岡	3	13,975	2	14,462	1	15,848
平塚	4	13,222	5	13,222	5	15,161
広島	5	12,899	6	12,899	17	13,006
・・・		・・・		・・・		・・・
向日町	9	12,467	11	12,467	12	14,113
・・・		・・・		・・・		・・・
奈良	16	11,116	14	12,352	13	13,870
・・・		・・・		・・・		・・・
岸和田	22	9,876	23	9,876	6	15,096
・・・		・・・		・・・		・・・
大津	26	8,262	27	8,262	28	8,570
・・・		・・・		・・・		・・・
福井	31	7,070	31	7,070	25	9,990
・・・		・・・		・・・		・・・
観音寺	43	5,040	43	5,040	42	5,040
松阪	44	4,863	44	4,863	44	4,855
小松島	45	4,840	45	4,840	45	4,840
豊橋	46	4,751	46	4,751	46	4,688
防府	47	4,595	47	4,595	47	4,611
平均	-	9,165	-	9,382	-	10,209

(注1)「競輪臨時従事員平均基本給推移(高賃金順)」(全国競輪施行者協議会)より

抜粋

(注2)平成14年度の金額は平成15年2月19日現在のものであり、平成15年度のコ  
額は、平成15年3月7日現在の水準(従事員数、平均基本給)で想定したもの  
である。

なお、平成14年度末現在の臨時従事者が全員退職した場合の自己都合要支給離職賃別  
金の額は、約500百万円であるが、競輪施設整備等基金にこれに相当する額が積み立て  
られている。

(5) 委託料

内容

テレビ、ラジオの中継業務、場内の清掃業務、場内・場外の警備業務等の委託に要する経費である。

推移

(単位：百万円)

	12年度	13年度	14年度
警備・施設関係	163	143	144
警備等業務	52	41	37
競輪場一括総合管理業務	33	34	32
トータルシステム保守業務	27	27	33
清掃業務	24	20	21
入場券発券及び改札業務	11	11	9
その他	17	11	12
広報・PR関係	118	118	180
CS・テレビ放送業務	64	69	94
ラジオ放送業務	2	3	4
場内実況テレビ放映等業務	41	33	43
その他	11	14	39
その他	44	109	131
記念競輪場外場関係経費	25	100	124
その他	19	9	8
委託料	326	371	456

CS放送業務(広報・PR関係)、ホームページ運営業務(広報・PR関係「その他」)及び記念競輪場外場関係経費(その他)等の増加により、委託料総額は増加傾向にある。

監査の結果

平成14年度の業務委託契約のうち、金額10百万円以上の随意契約及び金額5百万円以上の指名競争入札に係る契約を抽出し、関係資料の閲覧及び担当者への質問を行い、契約方法の妥当性等を検討した。監査の結果は以下のとおりである。

) 清掃業務の契約方法について

(金額：円)

業務	年度	契約期間	委託先	契約種類	契約単価	契約金額
清掃業務	13年度	6日間	T(株)	随意契約	400,000	2,520,000
	14年度	6日間	T(株)	随意契約	399,000	2,513,700

平成 14 年度の上記契約は、県営競輪第 1 回(4 月 12 日～14 日、27 日～29 日)に係る清掃業務について、特殊な作業時間設定の下で、多数の作業員を確保することは非常に困難なうえ、その準備期間が 10 日しかないため、特定の者でなければ当該業務の実施はできないと判断し、地方自治法第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定に基づくものとして、随意契約を行っている。

しかし、入札手続の準備を前年度末から進めておけば、年度当初の業務委託であっても、入札手続は 10 日間もあれば十分可能であり、年度当初で準備期間がないことは随意契約による理由としては適切でなく、競争入札による必要があるといえる。

意見

) 指名競争入札の実施

平成 14 年度下半期より業務委託に係る契約の方法を見直し、清掃業務、警備業務等一部の業務委託契約につき、随意契約の方法から指名競争入札による方法へ変更している。

これは、平成 14 年度に、出納室が地方自治法第 167 条第 1 項第 2 号に基づき随意契約としているものについてその根拠を検討したところ、随意契約の根拠として認めがたいと判断したものにつき、契約方法を再検討するよう指示したことをきっかけとするものである。

なお、以下の例は平成 14 年度下半期より指名競争入札を実施している業務について、平成 13 年度と平成 14 年度のコスト比較を行ったものである。

契約の種類に関わらずコスト削減が図られている面もあるものの、指名競争入札の実施により、さらにコストの削減が図られていることが伺える。

保守、管理業務等、同一業者の随意契約となっている業務については、今後もさらに、競争入札導入の可能性を十分に検討し、他の業務委託競争原理を働かせることに

よってコスト削減を進めていくことが必要である。

(金額：円)

業務	年度	契約期間	委託先	契約種類	契約単価	契約金額
清掃業務	13年度	4月	T(株)	随意契約	400,000	2,520,000
	13年度	5～翌3月	T(株)	随意契約	399,000	21,785,400
	13年度	計				24,305,400
	14年度	4月	T(株)	随意契約	399,000	2,513,700
	14年度	5～翌3月	T(株)	指名競争入札	320,000	17,472,000
	14年度	計				19,985,700
						差額(13年度-14年度)
特別観覧席の入場券発券及び南北門改札	13年度	通年	(株)S	随意契約	213,100	12,977,790
	14年度	上期	(株)S	随意契約	177,200	3,907,260
	14年度	下期	A(株)	指名競争入札	134,400	5,221,440
	14年度	計				9,128,700
						差額(13年度-14年度)
駐車場整理及び場外業務	13年度	通年	S(株)他1社	随意契約	11,009	17,639,721
	14年度	上期	W(株)	随意契約	8,400	2,222,640
	14年度	下期	W(株)	指名競争入札	8,300	11,102,910
	14年度	計				13,325,550
						差額(13年度-14年度)
場内整備	13年度	通年	(株)K	随意契約	13,750	21,555,188
	14年度	上期	(株)K	随意契約	10,520	5,942,748
	14年度	下期	(株)K	指名競争入札	10,420	10,448,655
	14年度	計				16,391,403
						差額(13年度-14年度)
					差額計(コスト削減額)	17,646,746

(注)平成13年度の契約金額は、比較のために、平成13年度の契約単価に平成14年度の契約日数を乗じて計算している。

#### (6) 需用費

内容

従事員の健康保険印紙代、チラシ、出走表等の印刷費用、電気、ガス等水道光熱に関する経費等である。

推移

(単位：百万円)

	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度
需用費内訳	153	140	153	115	136
消耗品費	47	31	34	27	20
印刷製本費	22	17	18	20	15
光熱水費	64	54	65	59	67
修繕料	15	33	32	5	28
その他	5	5	4	4	6

## 監査の結果

特に指摘すべき事項はない。

### (7) 使用料及び賃借料

#### 内容

投票用機器、自動払戻機器等のリース料等に係る経費である。

#### 推移

(単位：百万円)

目的	契約先	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度
投票機器リース料	(財)日本自転車普及協会	54	54	36	36	13
投票機器リース料(新賭式)	(財)日本自転車普及協会	-	-	-	-	42
支払機器リース料	(財)日本自転車普及協会	80	39	39	39	39
場外発売諸経費	-	74	77	5	6	18
その他	-	10	11	11	11	10
使用料及び賃借料計	-	218	181	92	92	123

平成14年11月の新賭式の導入に伴い、同月より新賭式対応の機器へリース契約を変更している。

なお、投票機器及び支払機器のリースに係る契約先が(財)日本自転車普及協会であるのは、同協会に「自転車競技用関係機器リース助成制度」があり、同協会を契約先とすることで、同協会から1.5%の利子補給を限度とする助成金の交付を受けることにより、リース料を低くすることができるためである。

また、場外発売経費のうち、場外競輪場使用料について、平成11年度までは使用料及び賃借料で処理していたが、平成12年度より、負担金、補助及び交付金で処理している。そのため、平成12年度の場外発売経費の額が大きく減少している。

## 監査の結果

平成14年度に導入した投票機器(新賭式)のリース料支払いは、リース期間満了までの債務負担行為であり、適正に処理されている。その他、特に指摘すべき事項はない。

(8) 役務費

内容

郵便切手等の通信費、競輪開催の告知に関する広告料等の経費である。

推移

(単位：百万円)

	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度
役務費内訳	176	169	117	104	101
通信運搬費	7	6	6	5	6
広告料	146	148	96	98	93
その他	24	16	15	2	2

監査の結果

特に指摘すべき事項はない。

意見

広告料は、テレビ・ラジオ・一般新聞・スポーツ新聞等に対する競輪開催の日程告知等に要する経費がその大半を占める。

売上げの減少が続く中で、広告宣伝活動の効果についても詳細に分析し、効果的な広告宣伝を行うため、広告の方法、媒体等について検討する必要がある。

特に入場者数が減少し、一般大衆の競輪離れが進んでいるといわれる現状においては、既存ファンを対象とする開催告知のみではなく、新規ファンの開拓、掘り起こしを目的とした情報誌等への効果的な広告宣伝に取り組むことが望まれる。

(9) 積立金

内容

積立金は、「和歌山県営競輪施設整備等基金の設置、管理及び処分に関する条例」に基づき、競輪施設整備等基金に積み立てているものである。

条例制定当初(平成7年度)は、ふるさとダービーの開催(平成7年度及び平成8年度)による収益金等を積立て、平成12年度に選手用宿舍を建設するための財源とする趣旨であったが、平成14年2月に条例を改正し、「競輪施設の整備」とともに「競輪事業

の健全運営に要する経費の財源に充てる」目的が追加されている。

推移

(単位：百万円)

年度	金額	摘要
平成 9 年度	2,218	年度末残高
平成 10 年度	76	新規積立
	17	利息
	108	選手宿舎工事
	2,203	年度末残高
平成 11 年度	300	新規積立
	9	利息
	1,499	選手宿舎、バンク工事
	1,013	年度末残高
平成 12 年度	3	新規積立
	2	利息
	180	選手宿舎工事、備品購入
	839	年度末残高
平成 13 年度	90	新規積立
	2	利息
	930	年度末残高
平成 14 年度	600	新規積立
	1	利息
	1,531	年度末残高

意見

前述のように現在の当該積立金の積立目的は、「競輪施設の整備」及び「競輪事業の健全運営に要する経費の財源に充てる」ことにあるが、平成 13 年度からの 3 年間は経営改善期間と位置付けたうえで、一般会計への繰出しを免除することとし、平成 15 年度末の目標残高を 15 億円に設定して積立を行ってきた。

目標残高 15 億円は、平成 12 年度末の積立金残高に、目標設定当初における従事員が全員退職した場合の離職餞別金要支給額を見積ったうえで設定したものである。

平成 13 年度、14 年度においてはあわせて 690 百万円の積立を行ったため、既に平成 14 年度末において目標残高を達成しているが、平成 15 年度においても一般会計への繰出しは行わず、収益金が生じた場合にはさらに積立を行う予定である。

競輪事業が地方財政の健全化を目的のひとつとする以上、生じた収益金は一般会計への繰出しという形で県の財政に貢献するのが望ましく、適切な積立金の額を設定し、不要額については、一般会計への繰出しを含めて検討する必要がある。

#### (10) 公課費

##### 内容

主な公課費は、消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）である。主な競輪事業に係る収入は車券売上収入であり、取引に関し対価がないため、課税取引外であり、基本的には消費税等の計算は不要である。

しかし、場外車券販売に関しての競輪場使用料収入及び入場料等に関しては課税取引になるため、当事業全体としての消費税等の計算を行い、納付をする必要がある。

なお、競輪事業では上記課税外取引（特定収入）及び法定費用（償還金、納付金等）が多く、消費税等の算出にはこれらの調整をする必要がある。

##### 監査の結果

平成13年度及び平成14年分の消費税等の申告書及び参考資料を検討した結果次のとおりである。

）収入のうちの各助成金については用途を課税仕入に限定した特定収入として処理しているが、要綱等により用途が特定されているとは言いがたく、一般の特定収入とする必要がある。

）支出のうちの県公営競技主催者協議会負担金は、法定経費としているが、前述「3. 歳出（2）負担金、補助及び交付金」で述べたように、同協議会側で委託業務としての課税対象であるとして是正を受けていることから、県側では課税仕入としての取引とする必要がある。

）支出のうちの「積立金」は、法定経費として特定収入より控除している。しかし、当該積立金は収支差額の一部を「競輪施設整備等基金」に積み立てたもので、費用性はなく特定収入より控除することはできない。

上記問題点については、各収入支出項目の内容を十分検討した上で、適切に処理すべきである。

・企業会計方式に基づく損益分析

1. 損益計算書

以下は、過去3年間の経営成績を、競輪事業特別会計の歳入歳出決算書から、民間企業における損益計算書の様式に置き換えたものである。

競輪事業特別会計の歳入歳出決算書には、繰越金、一般会計繰出金、施設整備等基金繰入金及び積立金が含まれているため、歳入歳出差額は競輪事業の経営成績を明確に示すものとはいえない。そのため、これらの影響を除いた形で民間企業の損益計算書(以下、「P/L」という。)の様式に置き換えたものが、官庁会計方式によるP/Lである。

さらに、官庁会計方式によるP/Lでは、資本的支出(設備投資)が工事請負費として単年度で処理されるため、減価償却を通して回収額の計算を行うという考え方が採られていない。また、職員の退職給与も支出時に処理されるため、各年度の発生額を引当金として繰入れられるという考え方が採られていない。そこで、これらの非資金的費用の調整を行い、民間企業と概ね同レベルの損益計算書に置き換えたのが、企業会計方式によるP/Lである。

(単位 百万円)

	平成12年度		平成13年度		平成14年度	
	官庁会計方式	企業会計方式	官庁会計方式	企業会計方式	官庁会計方式	企業会計方式
.営業収益	11,305	11,305	12,799	12,799	12,318	12,318
1.勝者投票券売上収入	10,938	10,938	12,450	12,450	11,801	11,801
2.入場料	36	36	30	30	31	31
3.競輪場使用料	326	326	315	315	480	480
4.売店使用料	5	5	5	5	7	7
.営業費用	11,527	11,577	12,586	12,746	12,027	12,185
1.減価償却費	-	182	-	183	-	183
2.退職給付引当金繰入	-	11	-	6	-	21
3.払戻金	8,163	8,163	9,288	9,288	8,802	8,802
4.その他の営業費用	3,365	3,222	3,298	3,269	3,225	3,221
営業利益	222	272	214	53	292	133
.営業外収益	145	145	221	221	383	383
.営業外費用	-	-	343	343	-	-
当期利益	77	127	92	68	675	517

(注)企業会計方式によるP/Lを作成するに当たって行った非資金的費用の調整は以下の三点である。

減価償却費は、主要な施設の建設工事(平成5年度メインスタンド工事及び平成11年度選手用宿舍工事)が含まれる過去10年間の工事請負費を資本的支出額(設備投資額)と

みなして、残存価額をゼロとし、普通建設事業費の区分に応じ、設定された耐用年数（商工費：25年）に基づいて計算している。

工事請負費は、資本的支出とみなしたため、その他の営業費用からマイナスしている。

退職給付引当金繰入額は、各年度末に在籍する職員の各年度末における自己都合要支給額の差額により計算している（マイナスは戻入れである）。

平成12年度においては、過去10年間で最も売上収入が落込み、企業会計方式によるP/Lでも、当期利益が127百万円の赤字となっている。

平成13年度においては、和歌山四市競輪の事業撤退による解決金等受入額（92百万円）が営業外収益に、また臨時従事者の早期退職金負担額（343百万円）が営業外費用に計上されており、これら臨時的な損益を除いて実質的な当期利益を算定すると、企業会計方式によるP/Lでは、183百万円の黒字となり、平成12年度より損益が改善しているといえる。これは、2場規制の撤廃により記念競輪開催時の場外発売（他場）による売上収入が増加したことが大きく影響している。

また、平成14年度においては、和歌山四市競輪の事業撤退による解決金等受入額（195百万円）が営業外収益に計上されているので、この臨時的な損益を除いて実質的な当期利益を算定すると、企業会計方式によるP/Lでは、322百万円の黒字となり、さらに損益が改善しているといえる。これは、2場規制の撤廃により場外開催日数（四市競輪を除く）が増加（平成12年度 54日、平成13年度 58日、平成14年度 136日）したことに伴い、競輪場使用料等が増加したことが影響している。

このように、最近3年間の損益計算書をみると、売上収入が減少する中で、平成13年度の2場規制の撤廃に対して効果的に取組み、記念競輪開催時の場外発売（他場）や、場外開催日数の増加により収入増を図り、悪化していた損益を改善してきたといえる。

## 2. 損益分岐点分析

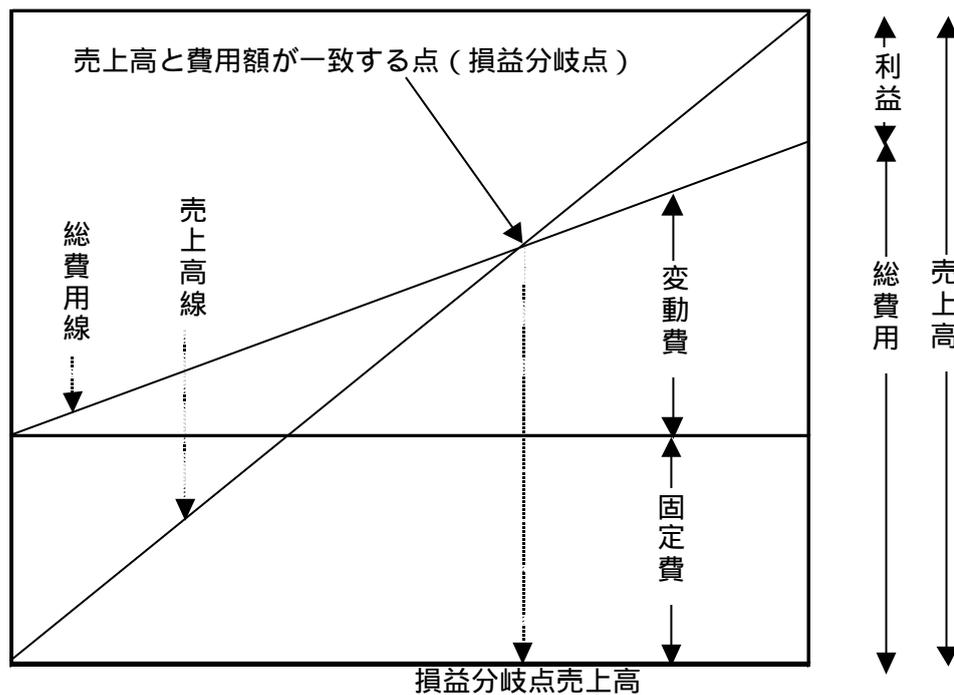
次にこの企業会計方式による損益計算書に基づいて、民間企業で行われる原価分析・利益計画の一手法である損益分岐点分析を行う。

(参考)

損益分岐点とは、売上高と費用額が一致する点（売上高）をいい、実際の売上高がこの点を上回れば利益が計上され、下回れば損失となる点をいう。損益分岐点（売上高）は、具体的には次の算式により求められる。

$$\frac{\text{固定費}}{1 - \frac{\text{変動費}}{\text{売上高}}} = \frac{\text{固定費}}{\text{限界利益率}} = \text{損益分岐点(売上高)}$$

また、損益分岐点における売上高と費用の関係は次の図のように示される。



以下、平成 12 年度から平成 14 年度までの企業会計方式による損益計算書に基づいて、費用を変動費と固定費に分解して損益分岐点（売上高）を算出し、経年比較すると次のとおりとなる。

(単位：百万円)

	12年度	13年度	14年度
売上収入 (注1)	10,980	12,484	11,839
変動費 (注2)	9,036	10,486	9,904
限界利益 ( - )	1,943	1,998	1,934
限界利益率 ( / )	17.7%	16.0%	16.3%
固定費 (注3)	2,396	2,131	2,092
貢献利益 ( - )	453	133	158
損益分岐点売上高 ( / )	13,538	13,312	12,804
損益分岐点比率 ( / )	81.1%	93.8%	92.5%
その他 (注4)	-	251	195
競輪場使用料	326	315	480
当期利益 ( + + )	127	68	517

(注1) 売上収入は、勝者投票券売上収入、入場料及び売店使用料の合計額である。

(注2) 変動費は、負担金、補助及び交付金のうち、全国競輪施行者協議会、近畿競輪運営協議会及び場外発売場に対する負担金並びに日本自転車振興会、近畿自転車競技会及び公営企業金融公庫に対する交付金の合計額である。(「雑入」に含まれる「公営企業金融公庫還付金」は変動費のマイナスとしている。)

(注3) 固定費は、変動費以外の経費(給料、賃金、報償費、需用費、役務費、委託料等)の合計額である。なお、「雑入」は固定費のマイナスとしている。

(注4) その他は、臨時的な損益項目であり、平成13年度は臨時従事者の早期退職金支払額(343百万円)と四市競輪の撤退に伴う解決金等受入額(92百万円)の純額であり、平成14年度は四市競輪の撤退に伴う解決金等受入額である。

競輪事業は、売上収入の75%が払戻金に充てられることもあり、変動費率は高く、80%を超える。その結果、限界利益率は16~17%前後で推移するが、最近3年間は概ね安定的である。

固定費は、平成13年度においては、前年度と比べ賃金の減少(66百万円)及び報償費の減少(148百万円)等により全体で254百万円減少し、臨時的損益項目を除いた実質的な当期利益(=上表における「貢献利益」)の改善に寄与している。

固定費の削減等により、平成13年度以降、損益分岐点比率は改善しているが、売上収入は損益分岐点売上を下回っており、貢献利益は赤字が続いている。これは、競輪場使用料を除

く売上収入のみでは、利益に貢献していないことを示している。

### 3. 意見

損益計算書の分析でみたように、平成 13 年度の 2 場規制の撤廃に効果的に取組み、平成 13 年度、14 年度においては損益の改善を果たしてきたが、記念競輪開催時の場外発売（他場）による増収も場外開催日数の増加による増収も物理的には限界がある。やはり、本場開催の売上減少を食い止め、増加させていかない限り、経営は安定しない。

現在の原価構成での損益分岐点売上高は上記に示すとおりであるが、損益分岐点分析を活用し、利益目標を達成するのに必要な売上高を算定して効果的な増収対策を講じていく必要がある。

#### 経営改善策（意見）

##### 1. 本場開催売上の確保

以下に示す販売形態別売上推移をみても分かるように、車券売上全体が、平成 10 年度の 15,116 百万円から平成 14 年度の 11,801 百万円へと 3,315 百万円（21.9%）減少している中、本場売上金額は、11,362 百万円から 5,212 百万円へと 6,150 百万円（54.1%）減少している。

この間、平成 13 年度の 2 場規制の撤廃に効果的に取組み、平成 13 年度、14 年度においては損益の改善を果たしてきたものの、記念競輪開催時の場外発売（他場）による増収も場外開催日数の増加による増収も物理的には限界があり、これらに頼るようでは将来的に安定した売上を確保することは難しいといえる。やはり、本場開催の売上減少を食い止め、増加させていかない限り、経営は安定しない。

そのためには、既存ファンを対象とする開催告知のみではなく、新規ファンの開拓、掘り起こしを目的とした情報誌等への効果的な広告宣伝を行うなど、入場者数の増加に向けた取り組みを徹底する必要がある。

## 販売形態別売上推移

(単位：百万円)

年度	本場売上	電話投票売上	場外売上	計
10年度	11,362 (75.1)	2,202 (14.6)	1,552 (10.3)	15,116 (100.0)
11年度	7,955 (67.8)	2,122 (18.1)	1,652 (14.1)	11,730 (100.0)
12年度	7,678 (70.2)	2,017 (18.4)	1,243 (11.4)	10,938 (100.0)
13年度	5,882 (47.2)	1,949 (15.7)	4,618 (37.1)	12,450 (100.0)
14年度	5,212 (44.2)	2,124 (18.0)	4,465 (37.8)	11,801 (100.0)

(注) ( ) は、売上金額に占める構成比率を表す(単位：%)

## 2. 特別競輪の開催誘致

平成13年度の特別競輪(ふるさとダービー・G)の車券売上高は以下のとおり、概ね200億円に上る規模であり、その効果も大きい。

競輪場	車券売上額(百万円)
武雄	20,195
函館	21,345
富山	19,550

和歌山県では、過去、平成7年度、8年度において特別競輪を開催し、それぞれ20,079百万円、18,215百万円の車券売上額を上げている。

このような車券売上高の増加に直結するG以上の特別競輪開催には、「特別競輪等運営委員会」の決定が必要である。開催地に選定されるためには、普通競輪の年間12回の開催等、同委員会へのアピールを強めていく必要がある。しかし、現在、和歌山県では普通開催は年間8回しか行っていない。平成13年度の和歌山四市の競輪事業の撤退に伴い、年間4回分の開催権を引受けることができるが、日本競輪選手会からの求めに応じて、施設改善競輪として年4回の開催を行っているにすぎない。

特別競輪の開催効果は大きいことから、県でも年12回開催の実施等ふるさとダービーの誘致に向けた積極的な取り組みを検討する必要がある。

### 3. 開催別収支の改善

公営競技事務所が作成した平成 14 年度の開催別収支の状況は次のとおりである。

(単位：百万円)

	普通 第1回	普通 第2回	普通 第3回	普通 第4回	普通 第5回	普通 第6回	普通 第7回	普通 第8回	普通 計
開催収入	809	562	621	524	681	908	5,811	987	10,904
車券発売金額	806	559	617	521	678	903	5,808	983	10,876
その他収入	3	3	3	3	3	6	3	4	28
開催支出	799	571	645	540	701	924	5,355	986	10,521
負担金・交付金	61	43	51	43	52	71	363	73	756
開催経費	136	110	134	109	144	180	663	178	1,653
償還金	602	417	461	389	505	674	4,328	735	8,112
事故金支出	0	-	-	0	0	0	-	-	0
開催収支	10	9	25	16	19	16	456	1	383

(単位：百万円)

	施設 第1回	施設 第2回	施設 第3回	施設 第4回	施設 計	総計
開催収入	177	266	230	257	930	11,834
車券発売金額	176	264	229	256	925	11,801
その他収入	1	2	1	1	5	33
開催支出	193	263	234	256	948	11,469
負担金・交付金	15	19	17	19	70	826
開催経費	47	47	46	46	187	1,841
償還金	131	197	171	191	690	8,802
事故金支出	-	-	-	-	-	0
開催収支	17	2	4	1	18	365

普通競輪、施設改善競輪ともに通常の開催においては、概ね収支はマイナスであり、年 1 回の記念競輪（普通競輪の第 7 回）において計上される黒字で年間の収支を賅っている状況である。

記念競輪の売上割合が増加傾向にある中で、記念競輪以外の開催による売上の減少を食い止め、特に記念競輪以外の普通競輪の開催収支の改善を図っていくとともに、前述した特別競輪の開催が見込めないのであれば、現在一時的に引受けている施設改善競輪の開催を見送ることも、検討を要するものである。

### 4. 経費削減等

#### (1) 人件費

「 . 財務事務の状況 3. 歳出(4)人件費」において示したように、和歌山競

輪における臨時従事員の 1 日あたり平均賃金は、平成 15 年度（想定）において全国 47 競輪場のうち最も高い水準となっている。全国平均と比較しても相当割高の賃金を支給していることになる。労使間の交渉等、現在の賃金水準を引下げることが容易ではないものの、収益事業として営んでいる以上は経費削減の観点からも、賃金水準を適正なものにしていくことを検討する必要がある。

また、業務量に応じた従事員の最適配置の検討や現在臨時従事者が行っている車券発売、払戻業務等の外部委託の検討など、経費削減に向けた取り組みを徹底する必要がある。

## （２）委託料

「 . 財務事務の状況 3 . 歳出（５）委託料」において示したように、平成 14 年度下半期より業務委託に係る契約の方法を見直し、清掃業務、警備業務等一部の業務委託契約につき、随意契約の方法から指名競争入札による方法へ変更した結果、一部においてコストの削減が認められるところとなっている。

今後もさらに、すべての契約について契約方法の見直しを進め、競争原理を働かせることにより、コスト削減を進めていくことが必要である。

## （３）競輪場使用料

現在、県が場外開催時に係る販売を行なった場合には、本場施行者より、和歌山競輪場管理条例施行規則第 2 条に基づき、勝者投票券売上金額に 5% を乗じた額を競輪場使用料として収受することとなっている。

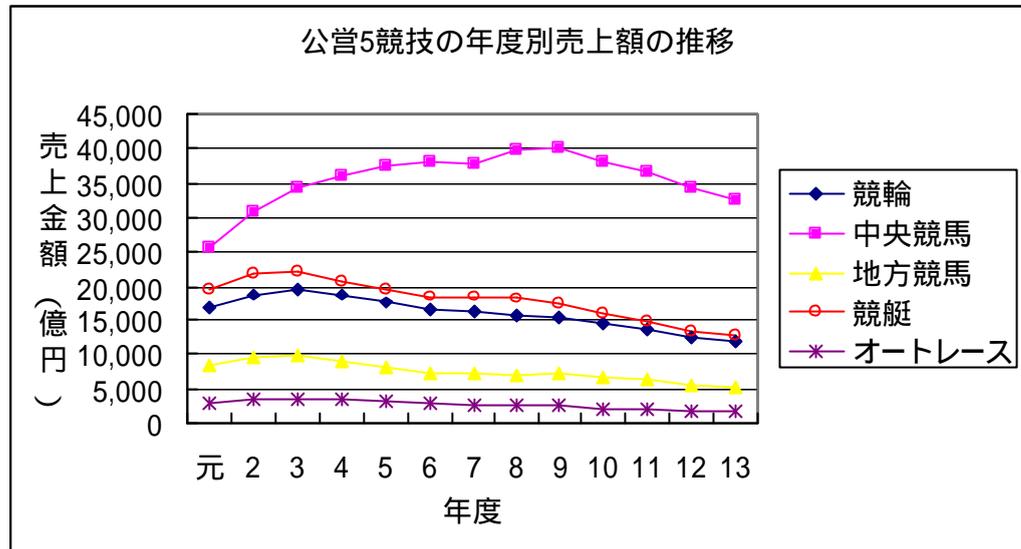
しかし、場外売上を十分に確保することができず、5% の競輪場使用料の負担が重い場合には、競輪場使用料の料率引下げの要望が増えている。

県としては、料率の引下げに応じることは収入の減少をもたらすことにはなるが、長期的視点に立てば、他場との関係を維持していくことも必要である。これらを踏まえたうえで、規則の改正を含め、使用料率を弾力的に適用していくことを検討することが望まれる。

## 総括意見

### 1. 公営5競技と競輪事業の現状

平成元年以降の公営5競技の年度別全国売上額の推移は以下のとおりである。



全国の競輪の売上は平成3年度の1兆9,553億円をピークとして毎年減少を続けている。平成13年度の売上は平成3年度比で40.1%減少しており、地方競馬(47.1%減)、競艇(42.1%減)、オートレース(51.7%減)とともに売上を大きく減少させている。平成3年以降も比較的売上が順調に推移していた中央競馬においても、売上は平成9年をピークに減少傾向にある。

長らく経済不況とライフスタイルや価値観が変化、多様化する中で、公営競技を取り巻く環境は引き続き、厳しい状況が続くと予想される。

このような中、競輪事業においては、平成12年度の決算では全73施行者中、単純収支(本場開催のみの収支)ベースでは42施行者が、総合収支ベースでは22施行者が赤字となっており、収支改善が見込めない施行者を中心に競輪事業から撤退するケースが出ている(平成3年度以降平成13年度までで14施行者が撤退)。さらに景気が長期にわたって低迷し、雇用情勢も厳しい現在、景気の回復という外的要因による売上の回復を期待することは極めて難しく、競輪そのものの魅力を高め、競輪をファンや広く国民一般に選択され得る娯楽・レジャーへと変えていかない限り、競輪事業の経営環境は、将来的にはさらに厳しさを増すものと思われる。

## 2. 県の競輪事業の現状

このような全国的に厳しい環境の中、平成 14 年度の県の競輪事業は、平成 13 年度の 2 場規制の撤廃に伴う記念競輪開催時の場外発売場数の増加及び場外開催数の増加への積極的な取り組み及び 3 連単等の新賭式の早期導入等により、収入の減少を必死に食い止めているという状況である。

もちろん、このような取り組みは、評価すべきものである。しかし、開催経費の効率化に関する自場の努力なしで純収入を上げることができる制度を、2 場規制の撤廃等により、うまく利用できた結果によるところが大きいという点には十分留意しておく必要がある。具体的には、他場の記念競輪等の車券を販売する場外開催については、原則として車券売上高の 5 % がそのまま純収入となり、赤字になることはないこと、また、本場として記念競輪を開催する場合の場外発売場数の増加は、他場の人件費等を中心とする発売経費の低さを利用して利益率を上げることができることといった点である。

## 3. 場外開催に頼る事業運営の限界

全国的な事業環境からみると、上記 2. の県の競輪事業の状況は、他場の対応の遅れ及び施行者の場外発売場別採算管理がまだ不十分であり、場外発売場の選定を十分に行うことができていないことにより、もたらされているという可能性が高い。

後者の側面は、従事員の雇用をはじめとする場外開催場の開催経費を直接本場施行者が負担することになっているにもかかわらず、各場外開催場の開設窓数や従事員の雇用人数等の開催経費について、規制撤廃から日の浅い現時点ではまだ、各場外開催場の判断にまかせざるをえない状況にあるためである。現に、県が本場の記念競輪について、場外開催場別の採算分析をまだ行っておらず、他場においても同様の状況であると推測できる。

各施行者の開催日数に限界がある以上、今後、開催経費の低い他場が場外開催の取り組みを進めてくること、また、実績の分析が行われ、本場施行者が採算の合わない競輪場に場外発売を依頼しなくなること等が、場外開催に頼っている県競輪の事業運営に大きな影響を及ぼすと予想される。

県競輪事業の開催経費の効率化への取り組みの遅れは、外部委託導入への取り組み、契約形態としての競争入札制度導入の取り組み及び平成 15 年度には、臨時従事員 1 人当たりの人件費が全国一高い状況であるという結果等をもみても明らかである。

#### 4. 今後の方向性

競輪事業が一般会計への繰出しという財政的貢献が求められる収益事業であり、県民の需要によって行政サービスの事業量が決定する他の事業とは全く異なる以上、一般会計への繰出しという財政的貢献を果たせないまま、事業を継続する必要性はないといえることができる。

現在の厳しい経営状況の主たる原因として、「不況の長期化やレジャーの多様化」があげられることが多い。中央競馬でさえ、平成9年度以降売上低下傾向にあることから、そのことが大きな比重を占めていることも確かである。

しかし、「不況の長期化やレジャーの多様化」は民間のいかなる企業においても企業活動の前提としてあり、その上で顧客のニーズの変化への対応、厳しい経営環境の中での利益確保が問われ、それに対応できなかった企業は潰れていくのが当たり前である。

競輪事業が一般会計への繰出しという財政的貢献が求められるとともに、民間のレジャーサービス産業とまったく同じ基盤に立っている以上、民間企業並みの経営意識をもって効率的経営を図り、利益の追求を徹底的に行っていくべきである。そのためには、「 . 経営管理の状況」にも示したように、民間企業であれば当然備えているべき経営管理のしくみを確立させ、これを有効に機能させて経営改善に取り組んでいく必要がある。具体的には、  
中長期経営計画の策定、 経営管理資料の整備、 経営会議の開催、 目標管理の実施、  
投資効果の測定 等である。

県競輪事業を取り巻く経営環境が今後も一層厳しさを増すことが予測される以上、事業運営のあり方そのものの問題点を探り出し、改革に着手していくことを抜きにして今後の県競輪事業の存続はありえない。

一般会計への繰出金の免除期間（平成13年度から平成15年度）が終わる今こそ、県として競輪事業を将来にわたって継続していくかどうか、専用場外発売所への形態変更などのような形態で継続していくか、真剣に議論を尽くす必要があるといえる。当然のことながら、その際には、競輪事業の経営状況とともにその継続もしくは廃止のそれぞれのメリット、デメリットを広く県民に示したうえで、県民の理解を得ながら議論を進める必要がある。

### 第3章 利害関係

包括外部監査の対象となった事件につき、私は地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。